

食品製造業をめぐる情勢



令和8年1月
新事業・食品産業部 食品製造課

MAFF
Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries
農林水産省

目次



- 1. 食品製造業の概況**
- 2. 原材料の国産利用促進に向けた取組**
- 3. 持続可能な生産に向けた取組**
- 4. 生産性の向上に向けた取組**
- 5. 加工食品の輸出拡大に向けた取組**
- 6. 食品製造業における外国人材の受入れ**
- 7. 災害等への対応**

1. 食品製造業の概況

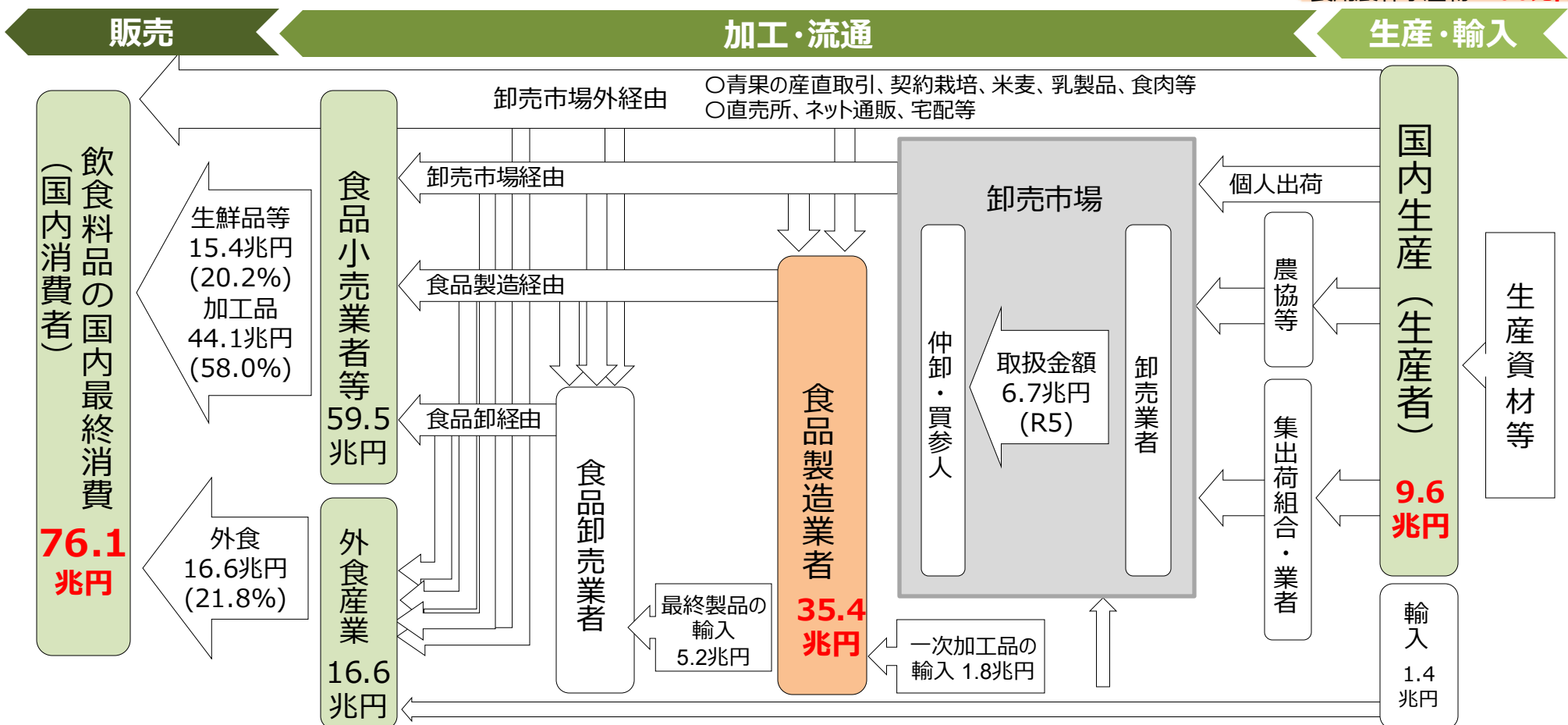


1-1. 食品製造業のフードチェーンにおける位置付け

- 我が国の食品市場は、国内生産の9.6兆円を含め、10.9兆円の食用農林水産物に食品製造業（35.4兆円）等が付加価値をつけ、最終消費76.1兆円の市場を形成。

食品市場全体のイメージ

国内消費向け
食用農林水産物 **10.9兆円**



出典；農林水産省「令和2年農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表」等を基に試算。
本資料は年次や対象等が異なる複数の統計、調査等を組み合わせて作成したものであり、金額等が整合しない点がある。

1-2. 食品製造業の企業数、雇用、売上高（他産業との比較）

- 食品製造業は、全産業に対して、企業数で1.2%（製造業の10.0%）、売上高で2.0%（同8.5%）、常時従業者数で2.1%（同14.7%）を占める。

食品製造業と他産業との比較（企業数、売上高（2023年度）、常時従事者数（2020年度））

	企業数 (社)		売上高 (億円)		常用雇用者数 (人)	
	数	割合	数	割合	数	割合
全産業	2,010,941	100%	19,306,951	100%	55,168,640	100%
製造業	241,855	12.0%	4,633,844	24.0%	8,072,185	14.6%
食品製造業	24,300	1.2% (10.0%)	394,164	2.0% (8.5%)	1,185,142	2.1% (14.7%)

※（）内は製造業に対する割合

（参考）製造業のうち、工業分野の主要な業種について、全産業に対する割合は以下のとおり。

- ① 金属製品製造業（産業中分類で企業数第1位）
企業数1.7%（製造業の13.8%）、売上高1.1%（同4.4%）、常用雇用者数1.1%（同7.7%）
- ② 輸送用機械器具製造業（産業中分類で売上高第1位）
企業数0.6%（製造業の4.8%）、売上高4.9%（同20.4%）、常用雇用者数1.9%（同13.2%）

※製造業のうち、産業中分類で常用雇用者数第1位は食品製造業

資料1：企業数、売上高は、総務省・経済産業省「2024年経済構造実態調査（産業横断調査）」
（対象：個人を除く）

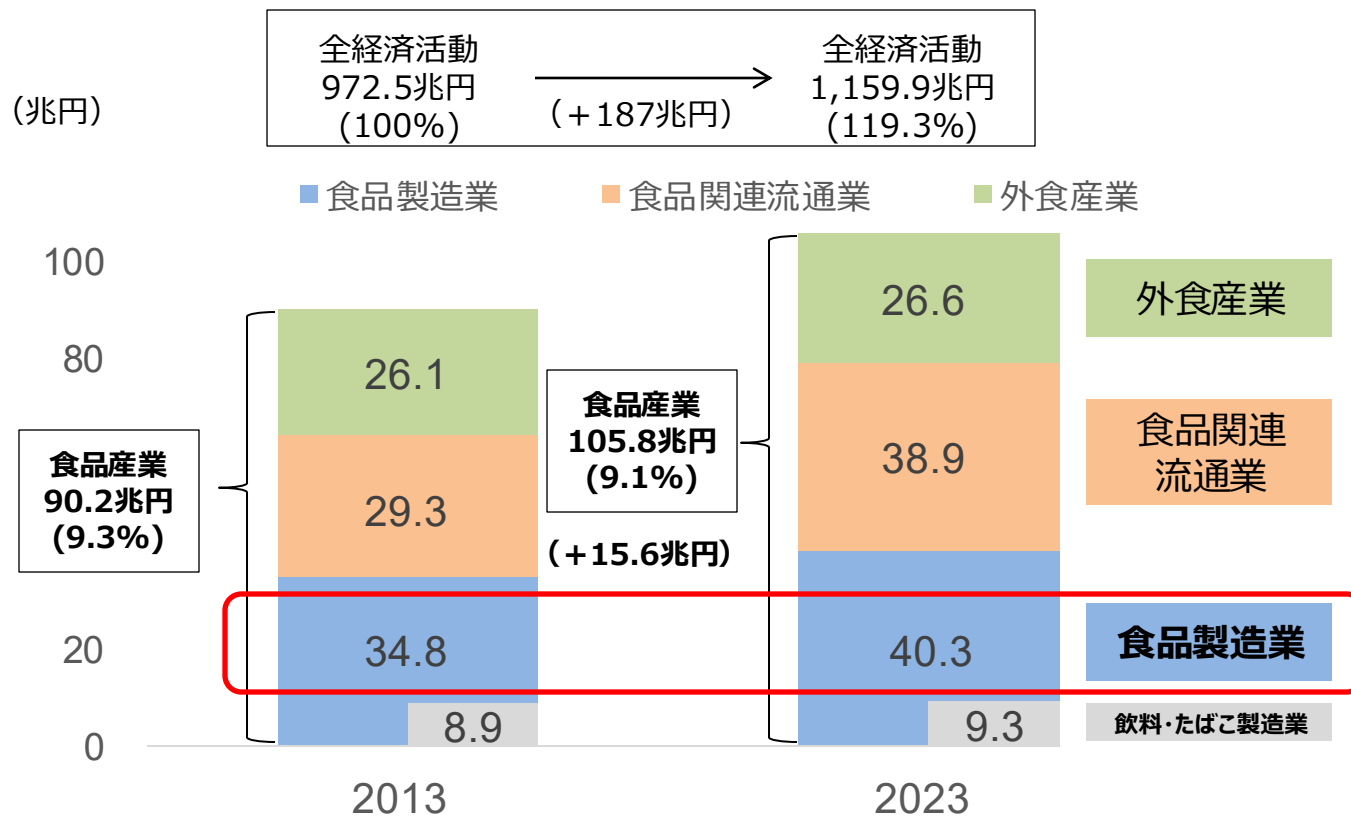
資料2：常用雇用者数は、総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査」

注：売上高は、製造品以外の商品等販売額や役務の提供による売上高等を含む

1-3. 食品製造業の国内生産額（他産業との比較）

○ 2023年の食品産業の国内生産額は105.8兆円。一定の市場規模を有する我が国における重要産業。（全経済活動の約9%、農林漁業の国内生産額13.3兆円の約8倍。）

■ 国内生産額（2013、2023年）



（他産業の国内生産額）

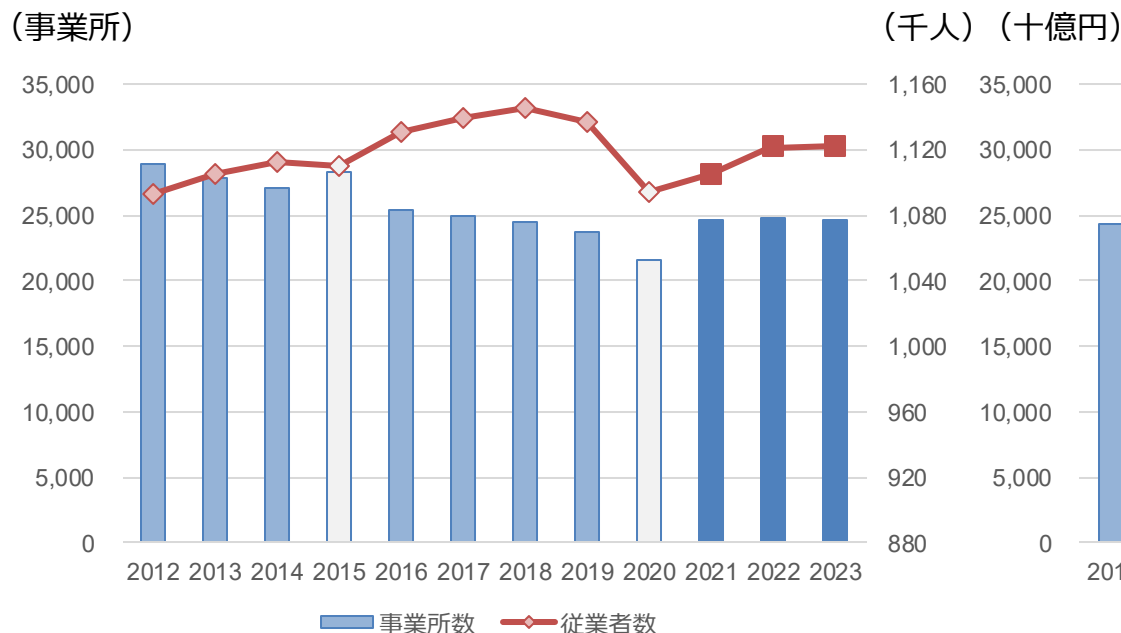
	国内生産額
電子部品・デバイス	17.3兆円
金属製品	13.8兆円
パルプ・紙・紙加工品	8.2兆円
窯業・土石製品	7.0兆円
	国内生産額
製造業	358.2兆円
卸・小売業	130.0兆円
不動産業	80.5兆円
専門・科学技術、業務支援サービス業	73.9兆円

出典：農林水産省「令和5年 農業・食料関連産業の経済計算（概算）」、「令和6年度農林水産業ひと口メモ」を基に農水省作成

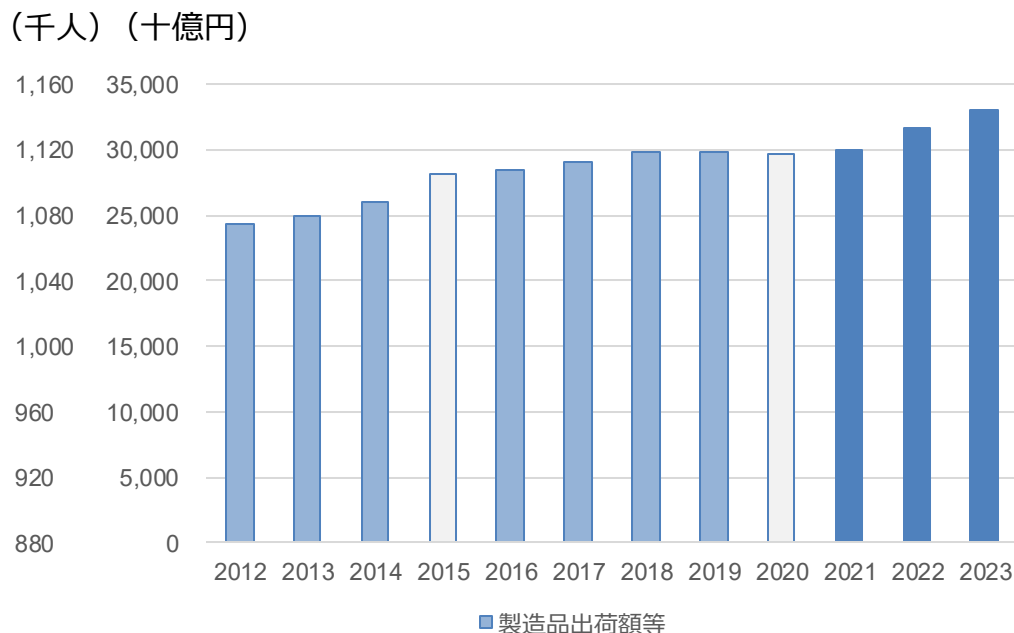
1-4. 食品製造業の事業所数、従業者数、製品出荷額の推移

- 食品製造業の事業所数は減少傾向にある一方、従業者数は増加傾向。
- 製造品出荷額は、増加傾向で推移。

■ 食品製造業の事業所数・従業者数



■ 食品製造業の製造品出荷額



資料：2012年～2014年、2016年～2019年のデータは、経済産業省「工業統計表」のうち「産業別統計表」
2015年、2020年のデータは、総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」のうち「産業別集計」
2021年以降のデータは、総務省・経済産業省「経済構造実態調査（製造業事業所調査）」のうち「産業別統計表データ」

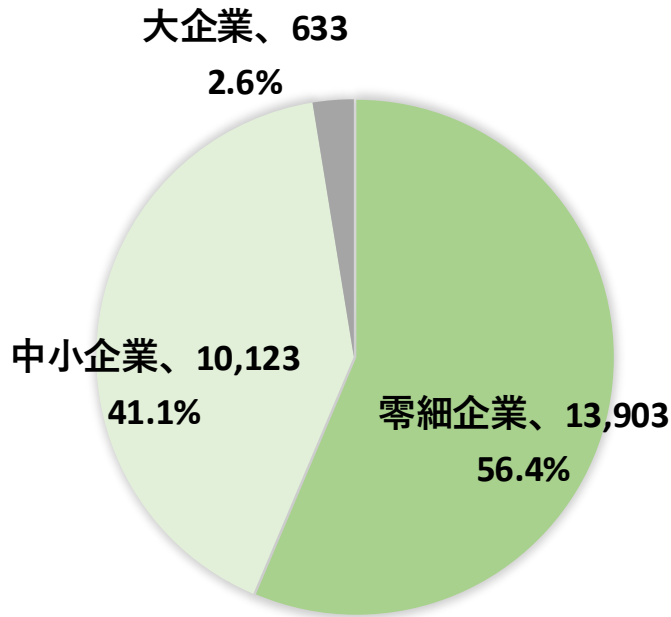
注1：2012年～2020年は、従業員4人以上の事業所が対象

注2：2021年以降は、売上高（製造品出荷額等）を上位から累積し、総額の9割を達成する範囲に含まれる事業所を対象とし、その報告等を基に全体を推計した値

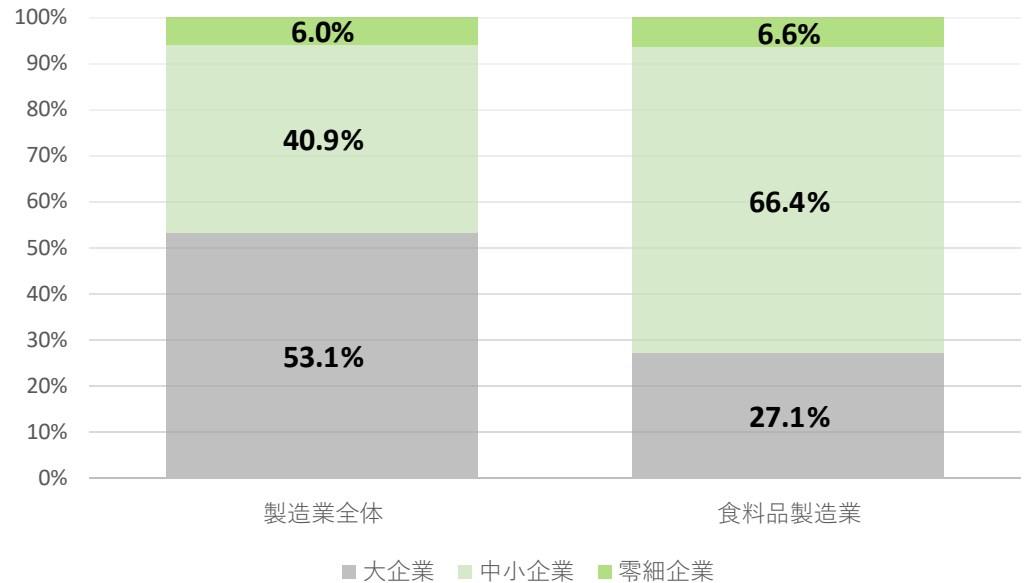
1-5. 食品製造業の経営規模

- 食品製造業は、中小企業及び零細企業が97.4%を占めている（製造業全体でも、中小企業及び零細企業が全体の約98%）。
- その一方で、食品製造業における規模別の製造品出荷額については、全体の7割を中小企業が占めている（製造業全体では、大企業の占める割合が約53%で最大）。

■ 食料品製造業の規模別構造（2024年6月時点）



■ 食料品製造業の規模別の製造品出荷額（2024年6月時点）



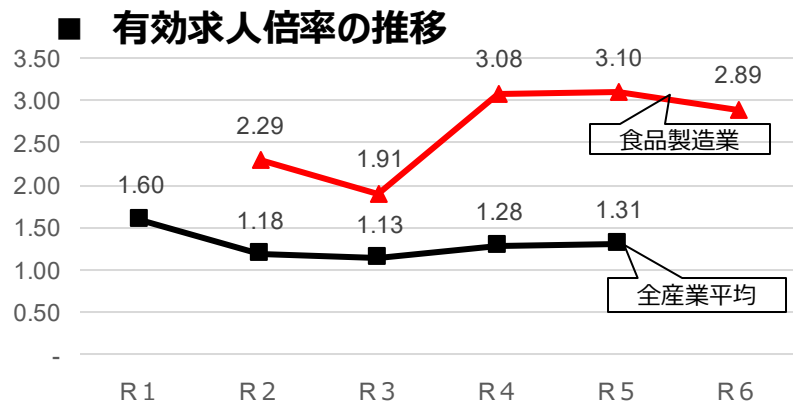
資料：総務省・経済産業省「2024年経済構造実態調査（製造業事業所調査）のうち「産業別統計表データ」

注1：本資料において、零細企業は事業所の従業者数が19人以下、中小企業は事業所の従業者数が20以上299人以下、大企業は事業所の従業者数が300人以上と整理。

注2：グラフ内の割合については、小数点第2位以下を四捨五入。

1-6.食品製造業の有効求人倍率

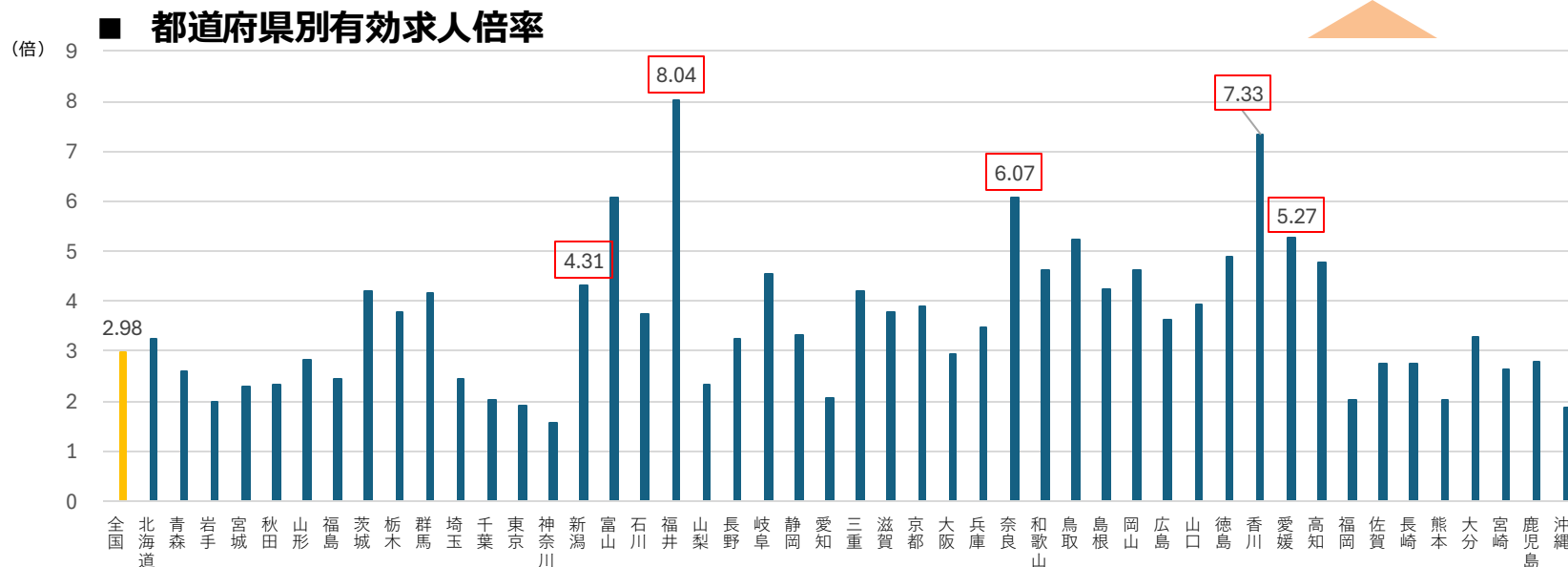
- 食品製造業の有効求人倍率は、全産業平均に比べて**高い水準**で推移。
- 地域的に見ると、食品製造業の有効求人倍率は、都市部より**地方の方が高い傾向**。



近年は全産業平均の
2倍以上の値で推移

資料：厚生労働省データを元に農林水産省にて算出
※食料品製造業の値

福井県、香川県、奈良県、愛媛県、新潟県等の有効求人倍率が高い



資料：厚生労働省「職業安定業務統計」（令和5年度）

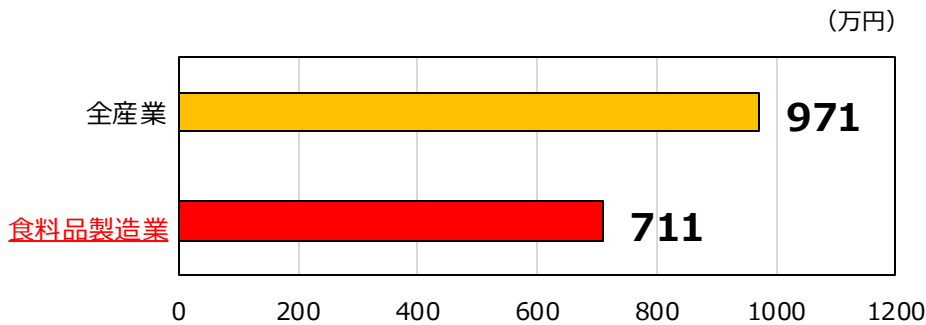
注：令和6年10月～12月の値である

1-7. 食品製造業における労働生産性

- 製造や盛付け等、人手を要する工程が多い中で、他産業と比較して**労働生産性が低い水準**。
- 業種別に見ると、弁当、惣菜、めん類、パン・菓子製造業において、特に労働生産性が低い。

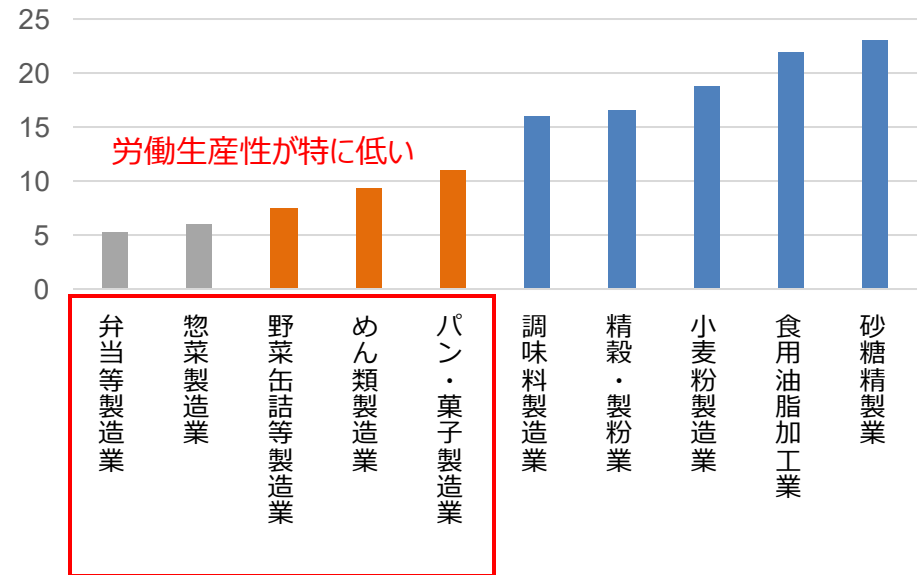
■ 食品製造業の労働生産性

労働生産性は711万円と低い



■ 食品製造業の労働生産性（業種別）

(百万円)



- 機械開発中の業種（社会実装に向けてSBIR予算を活用）
- 機械は開発されているものの、導入が遅れている業種
- 機械化が進んでいる業種

資料：経済産業省「2024年企業活動基本調査速報-2023年度実績-」を基に農林水産省作成
 注1：労働生産性：従業員一人あたりの年間付加価値額（万円）
 注2：「食料品製造業」における付加価値額を常時従業者数で除したもの（万円/人）。

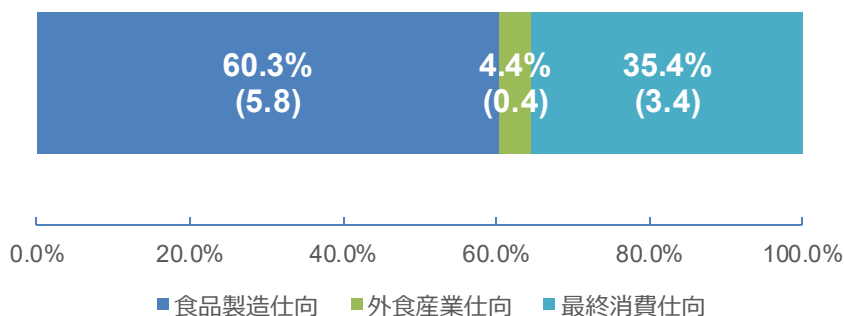
資料：経済産業省「2023年経済構造実態調査 製造業事業所調査（産業別統計表データ）-2022年実績-」
 ※弁当等製造業は「すし・弁当・調理パン等製造業」、野菜缶詰等製造業は「野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食品」を指す。

1-8. 国産農林水産物の最大の仕向け先、地域経済で重要な役割

- 国産農林水産物の仕向け先の約6割が食品製造業であり、食品製造業における原材料（農林水産物・加工食品）のうち約7割は国産農林水産物となっている。
- 我が国食品製造業は国内の農林水産業と深く結びつき、7道県で製造業トップの産出額。

■ 国産農林水産物の用途別仕向け割合

令和2年

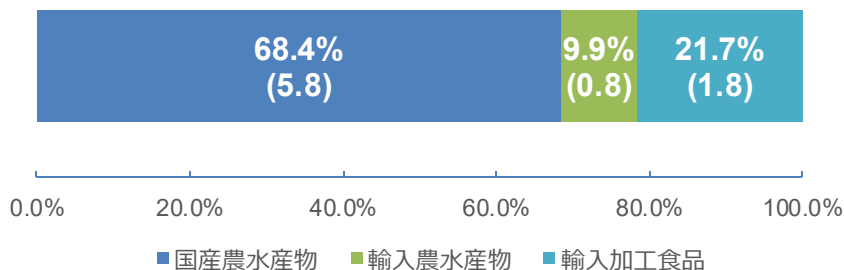


■ 製造品出荷額における食料品の占める構成比が1位の都道府県（令和5年）

都道府県	金額 (億円)	1位		2位		3位	
		産業	構成比	産業	構成比	産業	構成比
全国	3,732,388	輸送	21.4	化学	8.9	食品	8.8
沖縄	5,067	食料	39.0	飲料	15.2	土石	12.7
北海道	67,747	食料	36.0	石油	12.2	鉄鋼	8.0
鹿児島	24,150	食料	34.4	飲料	21.2	電子	12.0
青森	17,163	食料	23.9	非鉄	13.0	電子	10.4
宮崎	18,365	食料	22.7	飲料	10.8	電子	10.3
佐賀	23,192	食料	18.9	電子	12.3	輸送	11.0
奈良	20,227	食料	14.5	輸送	9.9	プラ	9.3

■ 食品製造業の加工原材料調達割合（国産・輸入）

令和2年



参考：農林水産省「令和2年（2020年）農林漁業及び関連産業を中心とした産業関連表」

注：（）内は兆円

資料：総務省・経済産業省「2024年経済構造実態調査（製造業事業所調査）」

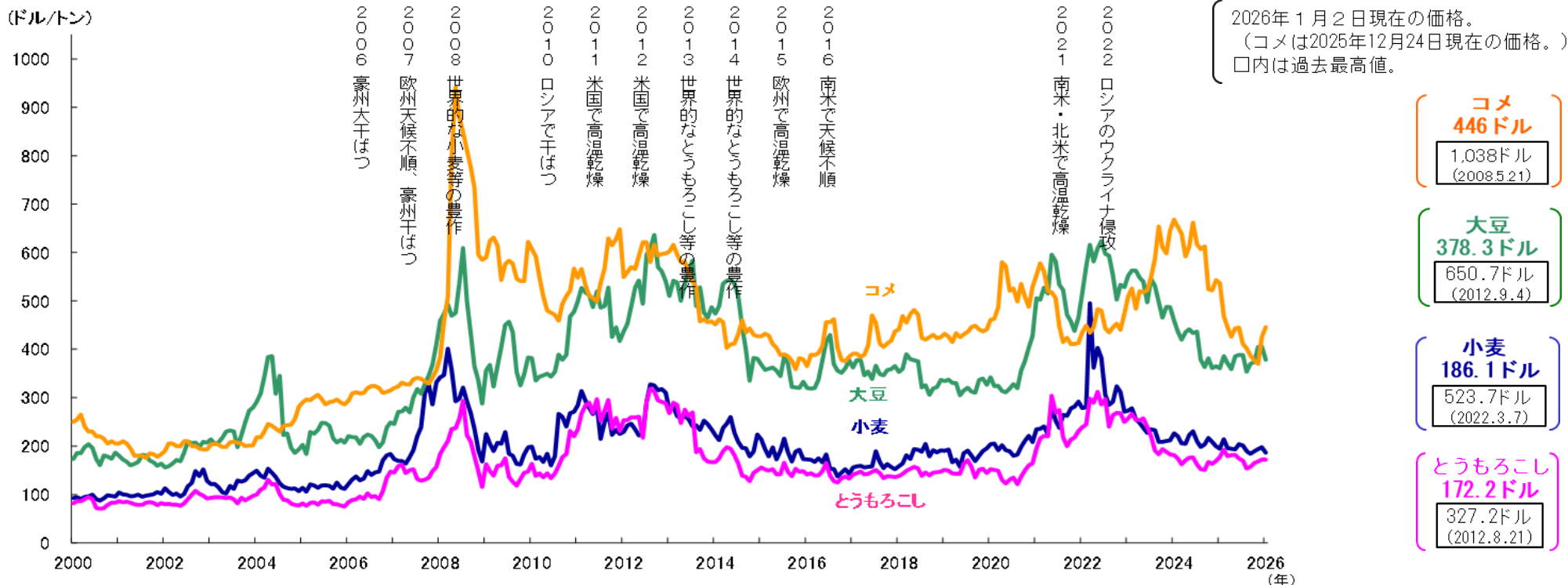
2. 原材料の国産利用促進に向けた取組



2-1. 輸入依存度の高い穀物等の国際価格の推移

- とうもろこし、大豆が史上最高値を記録した2012年以降、世界的な豊作等から穀物等価格は下落。2020年後半から南米の乾燥、中国の輸入需要の増加、2021年の北米の北部の高温乾燥等により上昇。2022年、ロシアのウクライナ侵攻により、小麦は史上最高値を更新も、ウクライナからの臨時回廊等による輸出再開などもあり侵攻前の水準まで下落。とうもろこし、大豆はウクライナ侵攻時に高騰も、ブラジル等の豊作から侵攻前の水準まで下落。コメは、2022年9月以降、インドの輸出規制強化、インドネシアの需要増等から上昇も、2024年以降、インドの輸出規制解除等を受け下落。2025年11月以降、タイの洪水被害、タイ政府のコメ政策管理委員会の政策措置（市場価格を超える価格での余剰米の買い上げ等）等を受け上昇。
- 穀物等価格は、新興国の畜産物消費の増加を背景とした堅調な需要やエネルギー向け需要等により、2008年以前を上回る水準で推移。

□ 穀物等の国際価格の動向

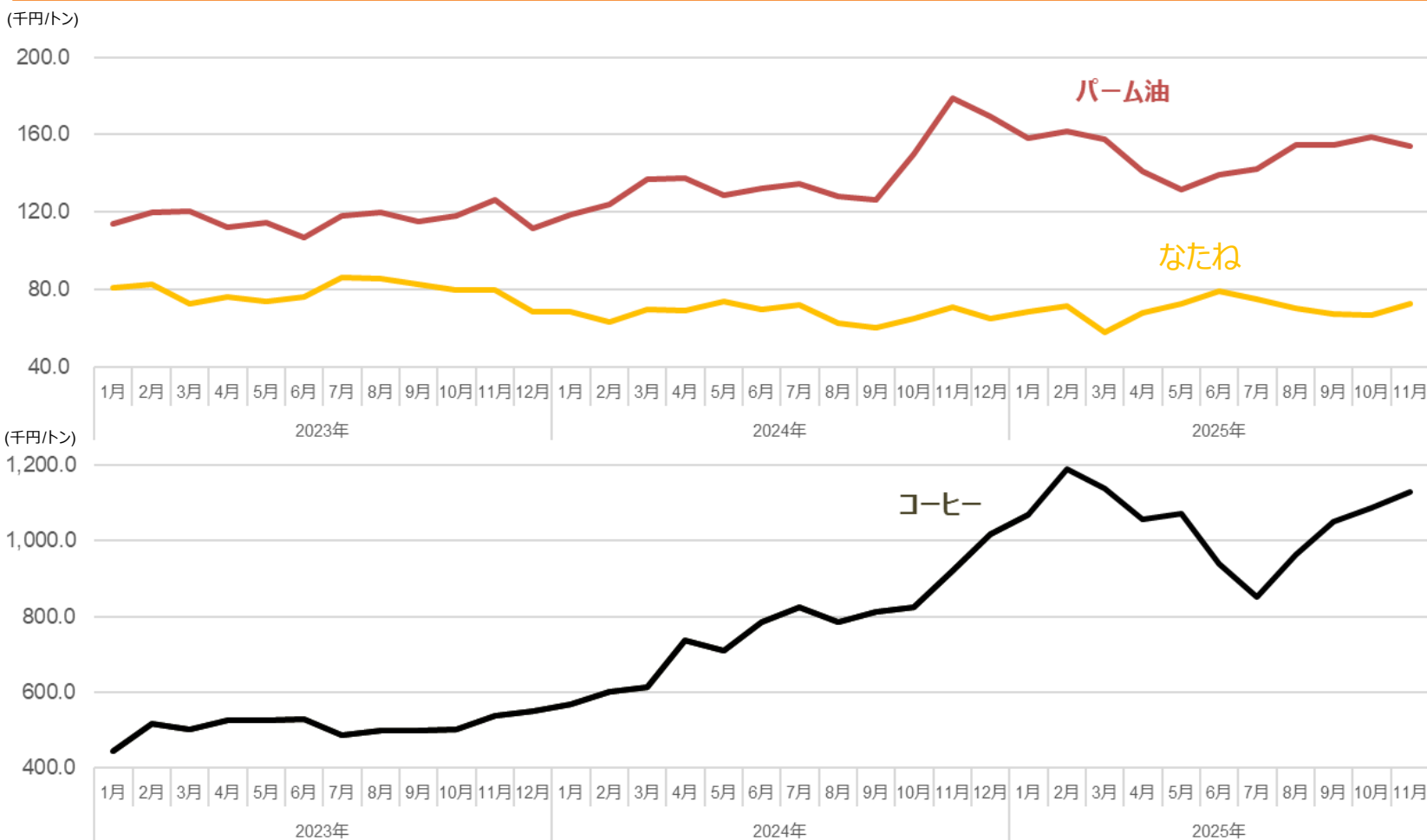


注1：小麦、とうもろこし、大豆は、シカゴ商品取引所の各月第1金曜日の期近終値の価格（セツルメント）である。コメは、タイ国家貿易取引委員会公表による各月第1水曜日のタイうるち精米100%2等のFOB価格である。なお、今回のコメは2025年12月24日の価格。

注2：過去最高価格については、コメはタイ国家貿易取引委員会の公表する価格の最高価格、コメ以外はシカゴ商品取引所の全ての取引日における期近終値の最高価格。

2-2. 輸入原材料価格の動向

- パーム油については、インドネシアのバイオ燃料政策等の影響で2024年10月に一時的に上昇したが、その後マレーシアとインドネシアのパーム油生産量増加や在庫の増加見通し等により下落。2025年6月以降、インドからの堅調な祝祭需要等により再び上昇傾向で推移したが、直近ではマレーシアの輸出量減少等による在庫の増加により、下落に転じている。
- なたねについては、概ね安定している。
- コーヒーについては、ブラジルにおける天候不順による収穫量減少等により、2024年以降上昇。2025年3月以降、ブラジルの生産増加見込み等により下降傾向であったが、米国の関税政策をめぐる不確実性等により、上昇に転じている。



2025年12月19日現在
□内は2023年1月以降
の最高値。

パーム油
154.2千円/トン
178.8千円/トン
(2024.11)

なたね
72.3千円/トン
86.2千円/トン
(2023.7)

コーヒー
1129.9千円/トン
1188.8千円/トン
(2025.2)

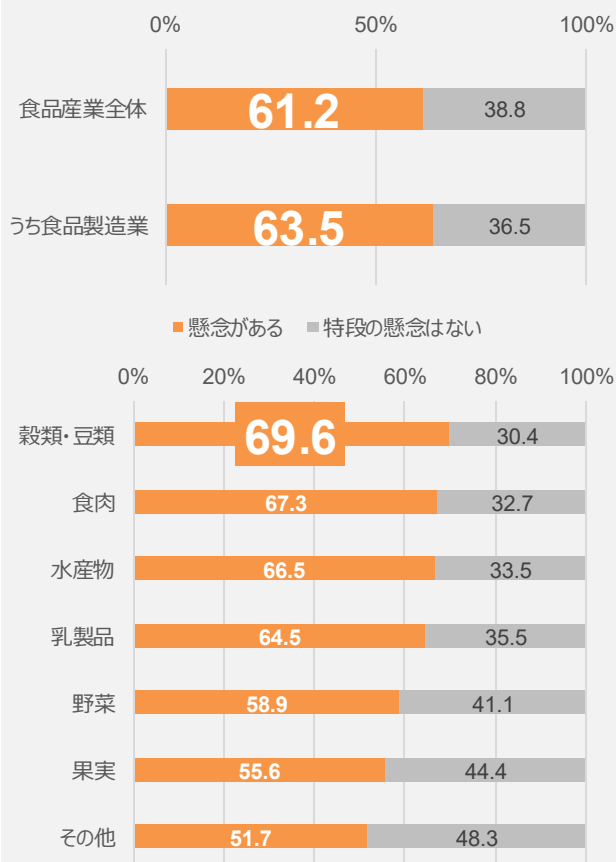
※ なたねの国際価格についてはカナダウィネベグ菜種市場の先物価格（期近物）を、パーム油の国際価格についてはマレーシアパーム油市場の先物価格（期近物）を、コーヒーの国際価格については国際コーヒー機関（ICO）の複合指標価格月次平均を用い、為替レートから円に換算して算出。

2-3. 国内における農林水産物の利用・調達の現状と課題①

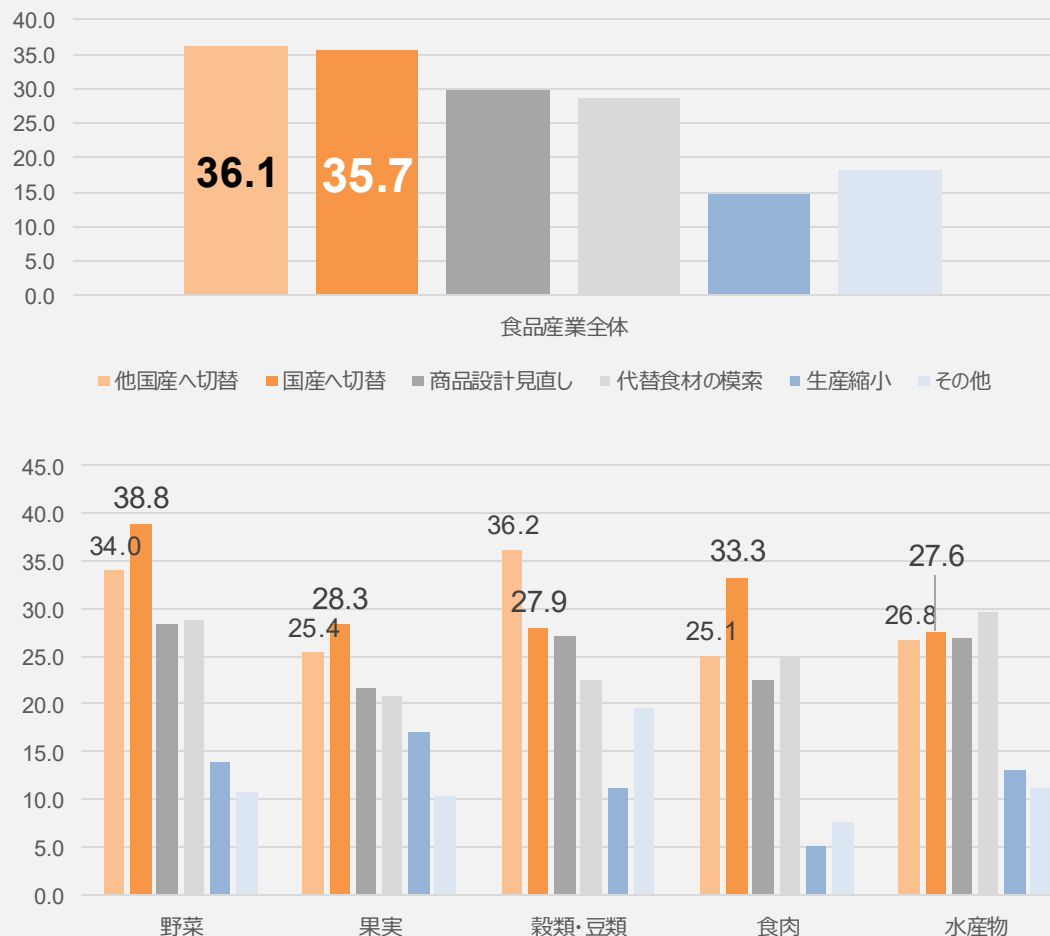


- ① 外国産農林水産物の今後の調達について、食品産業全体・食品製造業の約6割が「懸念がある」と回答。特に穀類・豆類が約7割と最も多い。
 ② 懸念があることへの対応策は、食品産業全体は「他国産への切替」が最も多く、次いで「国産への切替」となった。特に野菜・果実・食肉は「国産への切替」、穀類・豆類は「他国産への切替」が最も多い。

① 利用・調達している外国産農林水産物への懸念



② 懸念があることへの対応策



資料：日本政策金融公庫「食品産業動向調査（令和6年7月）」より抜粋

※1 「卵」はサンプル数が少ないため、「その他」に含めて集計

※2 主に調達している品目を3つまで回答してもらい、それらのいずれがあるいはそれらすべてにおける、懸念の有無について質問。外国産農林水産物の調査に係る設問については以下同様。

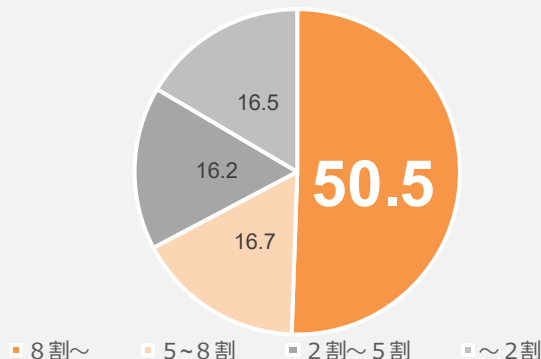
2-3. 国内における農林水産物の利用・調達の現状と課題②



- ③④ 食品製造業において、「原材料として使用している農林水産物の8割以上が国産である」と回答した割合が最も多い。一方で、国産農林水産物の今後の調達量については「増加する」と回答した割合が減少傾向にある。
- ⑤ 国産農林水産物の安定調達にあたっての阻害要因・課題として、「**十分な量を確保できない**」、「**価格変動が大きい**」と回答した割合が高い。

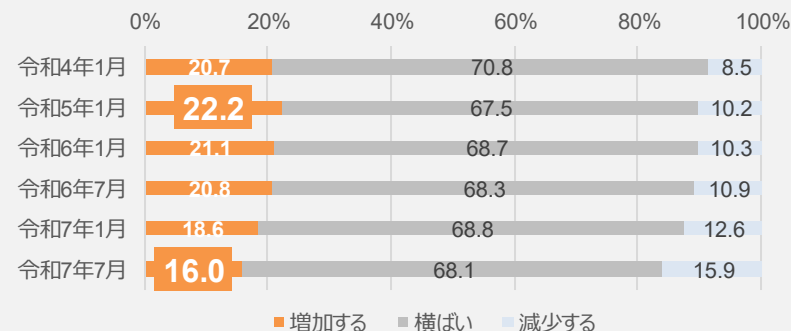
③ 原材料として使用している農林水産物のうち、国産が占める割合

食品製造業

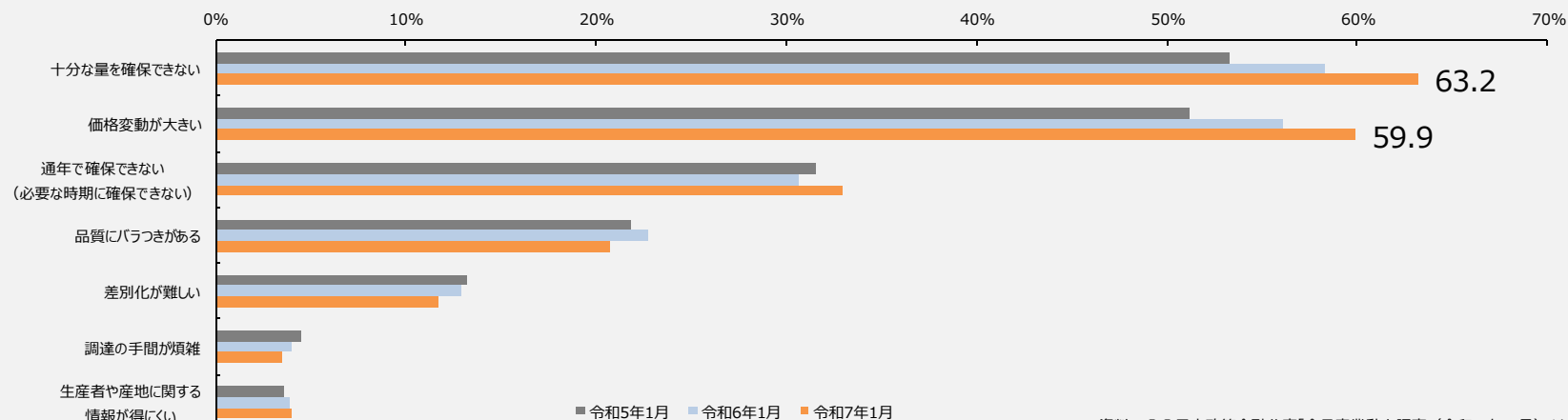


④ 国産農林水産物の今後の調達量の増減

食品製造業



⑤ 国産農林水産物の安定調達にあたっての阻害要因・課題

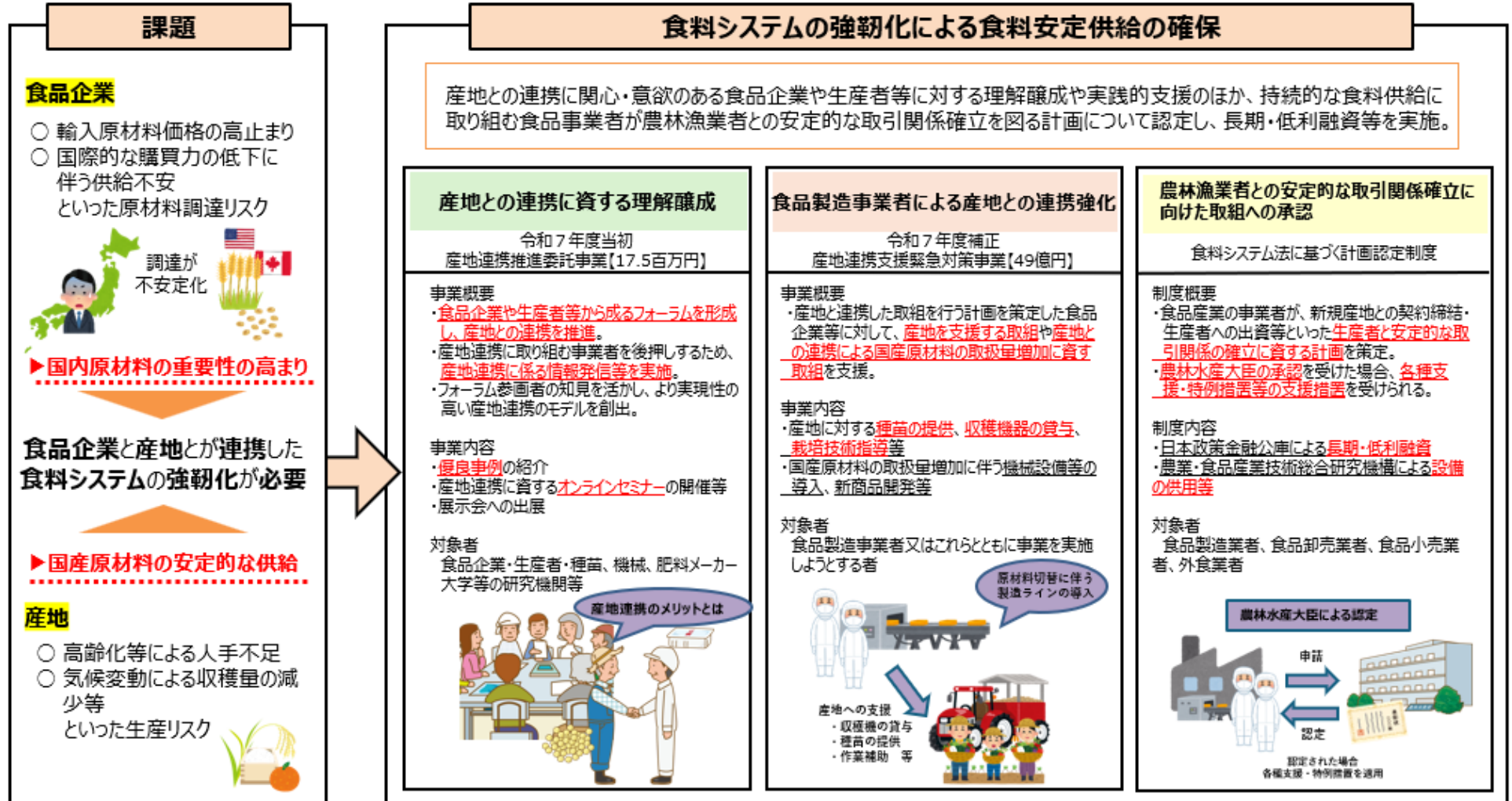


資料：③④日本政策金融公庫「食品産業動向調査（令和7年7月）」より抜粋
⑤日本政策金融公庫「食品産業動向調査（令和7年1月）」より抜粋

○ 外国産の調達に懸念があるものの、国産の調達にも量の確保と価格変動の課題がある。

2-4. 原材料の国産利用促進に向けた取組（食品産業と産地との連携の推進）

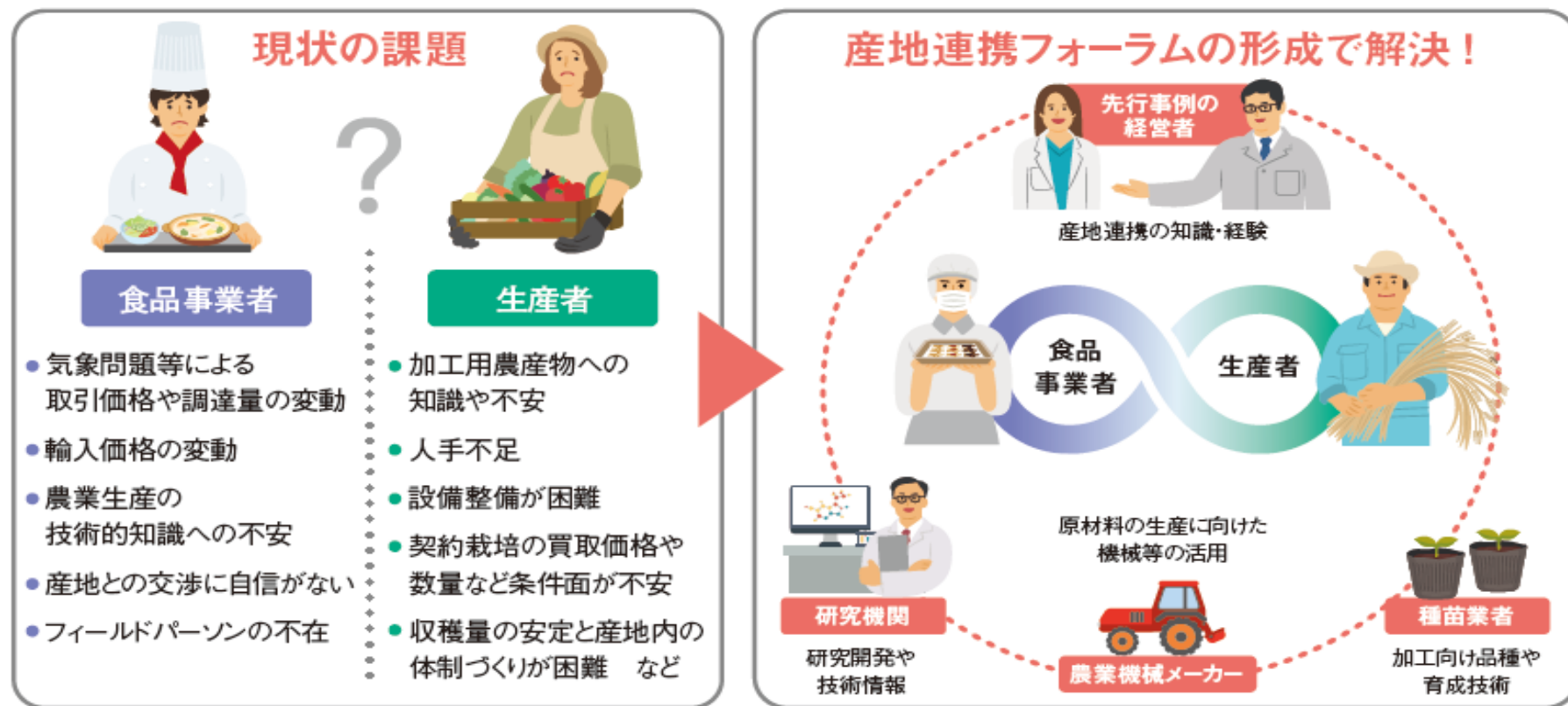
- 輸入原材料の価格の高止まりや供給不安、世界の食料輸入に占める我が国のシェアの低下などが食品製造業における深刻な問題となっている中、国民に食料を安定的に供給するため、**食品産業のサプライチェーン全体で持続可能性を高める必要がある。**
- そのため、食品事業者に対し、**食料システム法に基づく計画認定制度の活用促進や国産原材料など原材料調達先の多角化の取組を進めた上で、産地との連携による国産原材料の利用拡大等、原材料の安定確保のための取組を支援することが求められる。**



産地連携フォーラムとは

食品事業者と生産者を中心とした広域的な連携を支援します

互いを知り、互いを支える“産地連携フォーラム”へ参加し、
“国産原材料の安定調達”や“農産物の販売先確保”などに取り組んでいきましょう！



産地連携のメリット

食品事業者の メリット



- 事前にとり決めできる **契約栽培** による、より安定した原材料調達
- 歩留り等の加工向け品質の向上を目的とした **新品種・品種改良**
- 食品製造向けに加工しやすいよう改良された **加工用原材料**
- 原材料の安定した成育に必要な研究機関等による **専門知識**

生産者の メリット



- 先が見込めることで、より安定した供給につながる **契約栽培**
- より多くの収穫を見込める、単収増加の **新品種・品種改良**
- 限られた労働力で、省力化が見込める **加工用原材料**
- 研究機関等による **専門知識** が新たな作物への挑戦を支援

大学や 研究機関のメリット

新たな品種や栽培データ等の「専門知識」を生産現場で活用することによる、栽培データの取得や現場実習の実施



種苗メーカーの メリット

生産者や食品事業者の双方が求める「品種改良」「新品種」の試験栽培を実現

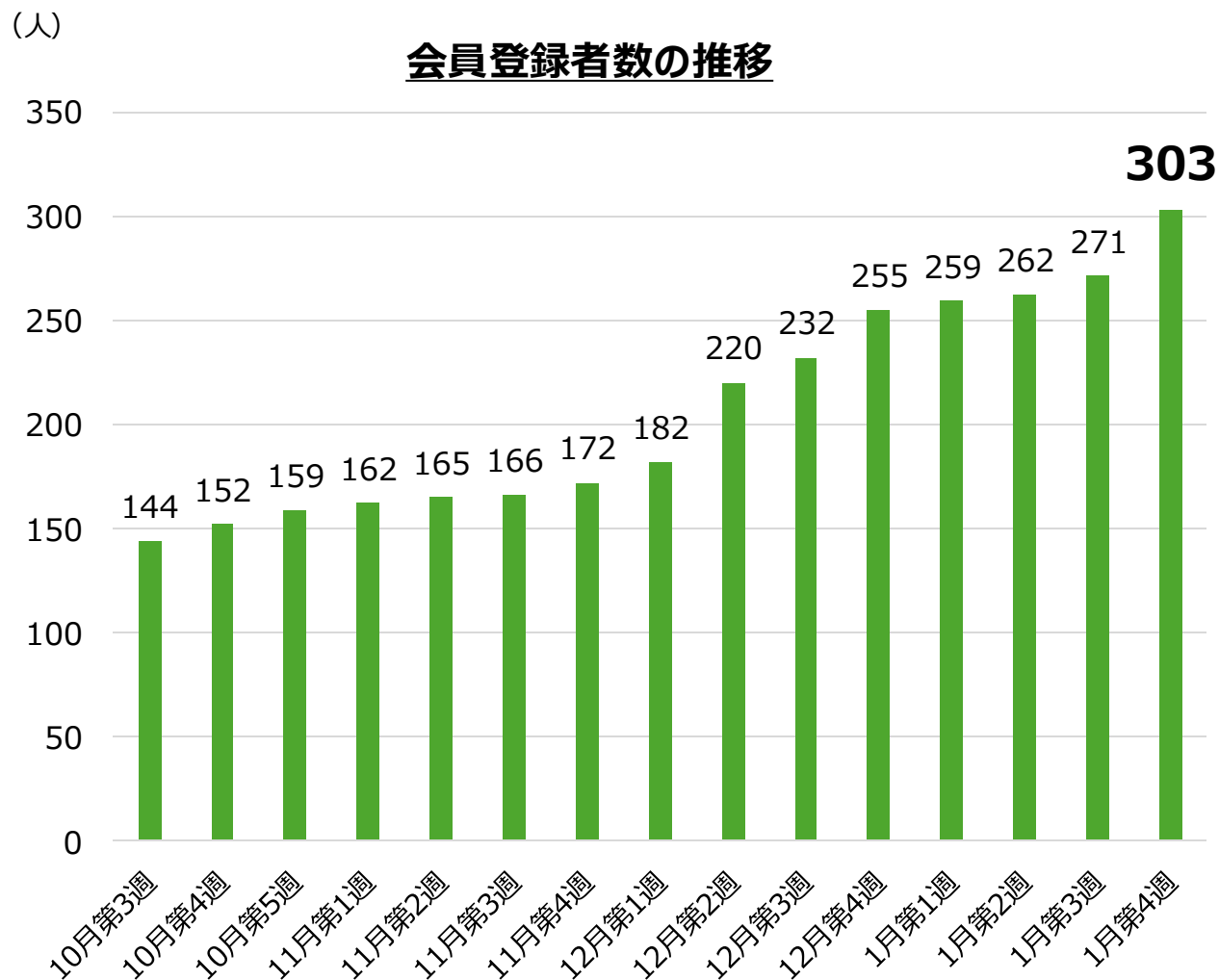


機械メーカーの メリット

生産現場の省力化に向けた機械開発や機械投入



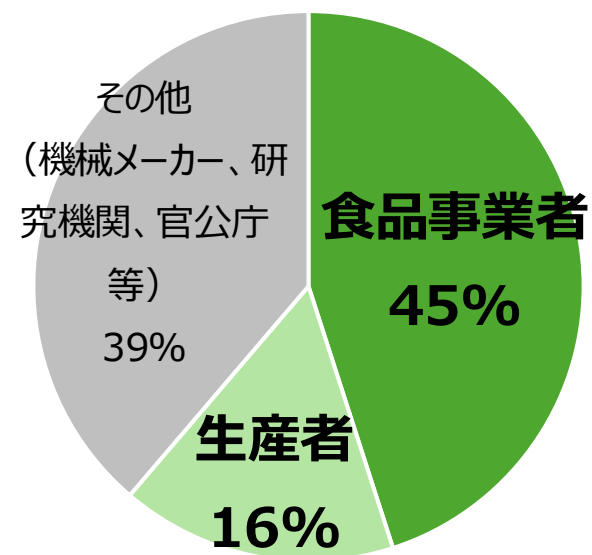
「産地連携フォーラム」の会員登録状況について



会員登録ユーザー数

303 ユーザー

会員の内訳



※令和8年1月27日時点

食品製造事業者による産地との連携強化

取組事例 大手食品企業における産地連携



- 現在、国内における大手食品企業においても、産地との連携強化による原材料の安定調達の実践が行われつつあり、これを中堅企業を含め全国に広げていく必要がある。

企業名	概要
味の素株式会社	スープで使用するスイートコーンはすべて契約農家が栽培しており、国内生産（北海道）で約半分、残り半分はアメリカからの輸入。 <u>国内の契約農場において定食苗を農業者に提供し、また、グループ会社の社員（通称コーンレンジャー）が栽培を指導している。さらに、契約農場の農業者に対して、グループ会社がコーンハーベスタを提供しており、収穫から24時間以内で工場においてパウダーまで加工している。</u>
カゴメ株式会社	創業以来、よい原料はよい畑から生まれるという考えから、トマトの「契約栽培」に取り組んでいる。「契約栽培」は、まず作付け前に農業者と全量を買入れる契約を結び、その後、フィールドパーソンと呼ばれる担当者が契約農家の畑を巡回し、カゴメ独自のきめ細かな栽培指導をはじめ、トマトの生育状態にあわせて的確な指導を行っている。また、高齢化により栽培中止や規模を縮小する農業者が増えているが、国内加工用トマトの必要量は増加している。その解決策の一環として、 <u>ヤンマー農機や農業者と共同で加工用トマト収穫機「Kagome Tomato Harvester（KTH）」を開発した。農業者に負担が大きい収穫作業の機械化にも取り組んでいる。</u> ○ <u>所有する加工用トマトの収穫機35台程を収穫時期に全国の契約農家に貸し出して原料トマトを調達（北海道農政事務所からの情報）。</u>
カルビー株式会社	重労働で労力がかかるばれいしょの契約農家の負担を軽減するため、多様な栽培・収穫支援を行っている。 <u>会社でコントラクター（作業請け負い）を立ち上げ、大型機械をコントラクターが導入して、労働負荷の高い収穫作業を支援し、ばれいしょの作付拡大を図っている。また、栽培指導を行うフィールドマンを配置して、契約農家を訪問し、じゃがいもの生育状況を確認するとともに、肥料や農薬使用について指導している。</u> ○ <u>契約農家に対して栽培開始後3年までは大型のばれいしょ収穫機を貸し出し（九州農政局からの情報）</u> ○ <u>取組の一環として、JAしれとこ斜里（北海道斜里町）と連携し、同町に人気商品「ポテリこ」等を製造する冷凍加工施設やばれいしょの貯蔵庫等を新設し、2027年に操業開始することを予定している（2025年1月23日公式プレスリリース）。</u>

食品製造事業者等が産地と連携する計画（産地連携計画）を策定した場合に、**産地を支援する取組**（食品製造事業者から産地に農業機械・資材を貸与・提供する等）や**産地との連携による国産原材料の取扱量増加に伴う機械設備の導入等**を支援します。

【補助の概要】

公募期間	2026年3月頃 公募開始予定
対象者	食品製造事業者
対象経費	右記のとおり
補助上限	2億円 (補助率：1/2以内)
主な補助要件	①産地連携計画の策定 ②産地との連携による国産原材料の取扱量 →10%以上の増加目標設定 ③食料システム法の安定取引関係確立事業活動計画の認定又は認定が見込まれること。
事業実施主体	株式会社JTB
事業の流れ	国→事業実施主体(株式会社JTB)→食品製造事業者
事業実施期間	交付決定日～事業実施主体が定める期限

産地を支援する取組

- 食品製造事業者等が産地を支援する以下ア～オ又はこれらに類する取組に係る経費を補助します。
 - ア 求める品種を産地に生産してもらうための産地への種苗の提供
 - イ 産地に引き受け量拡大に対応してもらうための産地への収穫機械の貸与
 - ウ 産地に加工ニーズに合致した食品原材料を出荷してもらうための産地への選別機の貸与
 - エ 産地に加工ニーズに沿った良質・多量な食品原材料生産をしてもらうための、食品製造事業者等の社員等を産地へ派遣した生産作業補助又は専門家や篤農家を産地へ派遣した栽培技術等指導
 - オ 本事業に関係する産地側の建屋内に設置され、産地連携計画等において記載された農林水産物の保管に用いるための、当該建屋と一体でない設備の設置



【補助対象経費】

- 種苗等の資材費
- 機械設備等の導入費（収穫機・選別機等）
- 栽培技術指導のための専門家・篤農家の派遣謝金・旅費
- 生産作業補助のための社員等派遣旅費
- 産地に設置する保管庫のための装置 等

産地との連携による国産食品原材料の取扱量増加に伴う取組

- 産地との連携による国産食品原材料の取扱量増加に伴う機械設備等の導入、新商品等の開発・製造等の取組に係る経費を補助します。



国産原材料導入のための製造ラインの増設



国産原材料を利用した新商品の開発

【補助対象経費】

- 機械設備等の導入費
- 製造ラインの変更・増設費
- 食品表示変更に伴う包装資材の更新費
- 専門家経費（コンサルティング経費、旅費等）
- 調査経費（マーケティング調査等）
- 開発段階における原材料費 等

産地連携の取組事例

(岡本食品株式会社、品目：みかん)

- 加工用に適したみかん原材料調達への課題を解決するため、静岡県遠州地区の農家との直接の連携体制を構築。
- 加工用に活用可能なみかんが労働力不足で出荷できていない産地の実情を把握。自社からの人材派遣による収穫作業補助等を実施。
- 産地との取組により、加工適性の高い加工用原料の調達に関する取組を行ったほか、工場に「みかん外皮剥離装置」を導入することで、従来缶詰用として規格外であったサイズのみかん等を新たに原料として利用可能に。受入れ可能な果実が拡大したことで、産地は出荷量が増加。

岡本食品(株)

□平成中頃より、加工用原材料の調達に課題が発生。ここ数年、抜本的な対策の検討が必要な状況に。

産地の課題を解決したい生産者と連携し互いにWINWINとなる取組を模索



(岡本食品での取組)

- ・工場に「みかん外皮剥離装置」を導入することで、原材料の加工能力、受入れ体制を強化
- ・これまで缶詰用として規格外であったサイズ等のみかんを新たに調達



産地の実態に則した提案

缶詰加工用みかんの受け入れ規格の見直し

社員等による収穫作業補助



果実の出荷

加工用原材料への理解

産地

- 加工向け果実の大型サイズを搾汁向け、中小サイズを缶詰向け等に仕向けてきたが、労働力不足によりサイズ選別等が困難となっていた。
- 等級の高い生食用規格みかんだけを収穫、低品質でも加工用になり得た果実を廃棄、等収益機会のロスが発生していた。



産地の実情把握 (圃場廃棄みかん)



産地の実情把握 (樹上放置みかん)



社員等による収穫作業補助

(産地での取組)

- ・薬剤を減らし低コスト化した加工向け栽培の検討
- ・圃場廃棄みかん、樹上放置みかん等の活用
- ・加工適性の高い品種の導入

取組により、出荷できる果実(売上)が増加

缶詰原料用みかんの受入れ増加による原材料調達の安定化と、生産者の収益機会拡大を実現

農林漁業者との安定的な取引関係確立に向けた取組への承認

○ 食品産業の事業者が、生産者との安定的な取引関係の確立などの取組を行う計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けた場合、各種支援・特例措置を受けることが可能。

第1 安定取引関係確立事業活動等の促進に関する事項 (食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進(計画認定制度)に関する基本方針より)

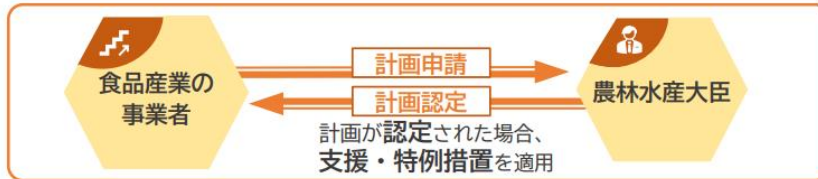
1 意義及び目標

- [意義]**
- ① **安定取引関係確立事業活動** 食品等事業者による原材料の安定調達
 - ② **流通合理化事業活動** 食品等事業者の業務の省力化やサプライチェーン全体での効率化、新たな需要の開拓と付加価値向上
 - ③ **環境負荷低減事業活動** サプライチェーン全体における環境への負荷の低減
 - ④ **消費者選択支援事業活動** 食品等の背景事情に係る消費者理解の増進

[目標] 事業活動の取組数 **2030年までに1,000件** → 「農業・食料関連産業の国内生産額」 **2030年までに150兆円**

制度の対象とスキーム

- ① 食品製造業者、食品卸売業者、食品小売業者、外食業者の皆様が対象となります。
- ② 以下の4つのうちいずれかの取組を行う計画が認定対象です。



認定による主なメリット

資金調達支援	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業者に対する長期・低利の融資 融資を受ける際の債務保証
税制優遇	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業の設備投資に対する税制優遇 脱炭素化に向けた投資に対する税制優遇
研究開発	<ul style="list-style-type: none"> 農研機構の所有する研究開発設備の利用

取組事例

- ・ 外国産小麦のみを使用していた製粉事業者が、地元JAと連携し、原材料の一部を国産小麦へ切替え
- ・ 製造事業者が、国産カットキャベツの製造を増加させるために新たな産地と圃場契約を結び、調達先を多角化しつつ国産農産物の利用を増加
- ・ 豆腐製造事業者が、国産大豆の仕入れに当たり、卸売事業者経由から、特定の農業者との複数年の長期かつ直接の取引に変更
- ・ パン製造事業者が、国産米粉を用いた新商品を製造し、国産米の利用を増加
- ・ 食肉加工業者が、調達が不安定になっている輸入豚肉に代わり、地元産のジビエを活用

01 生産者との安定的な取引関係の確立

- ♀ 取組事例
- ・ 新たな産地との原材料調達に関する契約の締結
 - ・ 農林漁業者への出資

02 流通の合理化

- ♀ 取組事例
- ・ 労働生産性向上のための設備の導入
 - ・ 新規需要先開拓のための新たな事業所の整備

03 環境負荷の低減

- ♀ 取組事例
- ・ 食品の製造過程における食品ロスの削減
 - ・ 食品廃棄物の利活用

04 消費者に選ばれるための情報提供

- ♀ 取組事例
- ・ 製品のサステナビリティ情報の消費者への発信
 - ・ 食品のコスト構造の見える化

2-5. 特定農産加工業経営改善等臨時措置法による支援措置の概要・仕組み

- 本支援措置は、農産加工品及びその原材料たる農産物の輸入に係る事情の著しい変化に対処するため、①経営改善措置・事業提携、②調達安定化措置を行う特定農産加工業者等に対して、株式会社日本政策金融公庫による長期低利融資（金融上の支援）及び事業所税の課税標準の特例（税制上の支援）を講ずるもの。

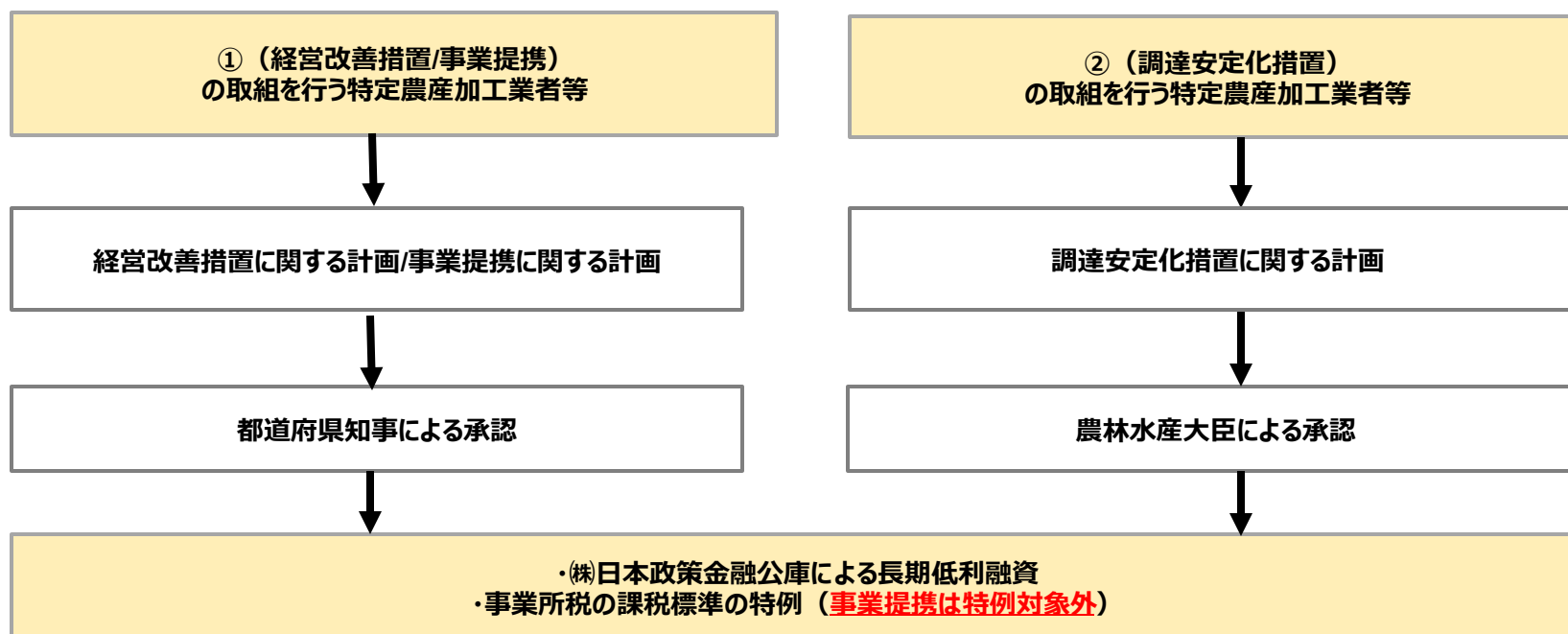
① 経営改善措置・事業提携

農産加工品等の関税引下げ等による安価な輸入農産加工品との価格競争等の影響に対処するための取組。

② 調達安定化措置

世界的規模の需給のひっ迫等に起因する輸入原材料の価格水準の上昇・高止まりに対処するための取組。

○ 支援措置の仕組み



3. 持続可能な生産に向けた取組



3-1. 持続可能な原材料調達の実況

○世界的なSDGsの取組が加速し、輸入原材料に係る持続可能な国際認証等が欧米の食品企業を中心に拡大する中で、2030年までに食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現を目指す。

これまでの主な取組

【国内の対応】

- 「食品企業向け人権尊重の取組のための手引き」を公表、セミナーを開催し食品企業に広く周知（令和5、6年度）
- 「食品企業のための持続可能性に配慮した輸入原材料調達に関する入門書」および研修用動画を作成し、業界団体を通じて周知（令和6年度）

【原料生産国と連携した対応】

- カカオ豆について、ガーナにおいて、現地サプライヤー、カカオ生産者、ガーナ政府、NGOとのワークショップを開催（令和4年度）、「協生農法」に関する技術講習会を実施（令和4、5年度）
- 国際農業開発基金（IFAD）と立ち上げた「民間セクター・小規模生産者連携強化（ELPS）」イニシアティブの第1号案件として、タンザニアにおける「持続可能なコーヒー生産プロジェクト」、さらに第2号案件として「ルワンダにおける有機認証を通じたマカダミアナッツの輸出バリューチェーン強化」を通じ、我が国民間企業が環境や人権等の持続可能性に配慮した輸入原材料を安定的に調達することを支援

今後の対応

	2030年目標の達成に向けた課題	2030年までの対応策
技術	<ul style="list-style-type: none"> 企業が原料生産国にて持続可能性に配慮した調達に取り組む際に、環境負荷の少ない農法、有機農法、ロスの少ない収穫後処理技術の指導等、現地での技術的な支援が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、国としてELPSへの参画に関心を有する企業と随時意見交換を行い、新たな案件の形成を展開していくことで、食品企業による世界各地の調達先の生産者に対する技術的な支援を推進
推進活動	<ul style="list-style-type: none"> 途上国の、特に小規模生産者とのネットワークがなく取組が進められない企業を後押しする必要 持続可能性に配慮した原材料調達の取組は追加コストが発生するため大手企業を中心。中小企業等を含めた業界全体への広がり課題 気候変動対策及び人権尊重の取組については、原料生産を含めたサプライチェーン全体の管理が求められるため、サプライチェーン内、あるいは業種横断の連携した取組が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 食品企業と小規模生産者とをつなぐELPSの新規案件形成を推進 2025年度に発足した「食サス」（サプライチェーン関係者が参画し、個社で対応が難しい解決策の検討や知見の横展開等により、業界全体の取組の推進を図る官民連携の場）を、より中小企業等を含む食品産業全体の取組を広く推進できるものに効率化・高度化していく 「食サス」のワーキンググループ等において、気候変動や人権に係る企業等の連携による取組について検討し、連携を推進



人権尊重に関するセミナーの様子（「食サス」の一環として実施） 26

3-2. 食品の円滑な価格転嫁に向けた取組

- 原材料費、エネルギー費等が上昇する中、コスト上昇分の適切な価格転嫁に向け政府全体で各般の取組を実施。
- 農林水産省としても、適正取引推進ガイドラインの策定・普及や、消費者の理解醸成のための取組を実施。

価格転嫁に向けた政府全体での取組

「**労務費転嫁の指針**」の策定・徹底、「**価格交渉促進月間**」による価格交渉・価格転嫁しやすい環境づくり、事業者による「**パートナーシップ構築宣言**」の促進など、政府全体での取組を実施。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

労務費の転嫁に関する発注者・受注者双方の立場からの12の行動指針（令和8年1月1日改正）。事業者の取組状況は、公正取引委員会の「特別調査」によりフォローアップ、事業者名の公表等を実施。

<発注者として採るべき / 求められる行動の例>

- ★ 本社（経営トップ）の関与
 - ★ 発注者側からの定期的な協議
 - ★ 説明や資料を求める場合は公表資料とする
- など

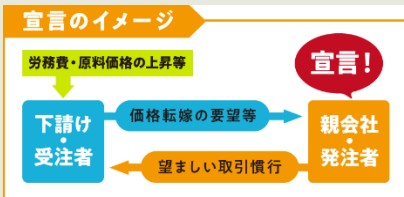
価格交渉促進月間

毎年3月と9月を「価格交渉促進月間」と設定し、価格交渉、価格転嫁について積極周知・広報。各「月間」終了後には、中小企業庁においてフォローアップ調査を実施し、受注事業者の声を踏まえた発注事業者ごとの価格交渉、価格転嫁の状況を公表。状況が芳しくない事業者に対しては、業所管省庁から指導・助言を実施。



パートナーシップ構築宣言

コスト上昇時に価格転嫁に応じるなど、望ましい取引慣行（下請振興法に基づく振興基準）の遵守等について、発注者が宣言。



適正取引推進ガイドラインの普及の取組

独占禁止法、取適法で「問題となり得る事例」と「望ましい取引事例」をわかりやすく掲載した適正取引推進ガイドラインを策定・普及。

直近では、食品等流通法に基づく食品等流通調査において、客寄せのための納品価格の不当な引き下げなど、独占禁止法等の観点から問題となり得る事例がなお存在することが明らかになったため、「**卸売市場の仲卸業者等と小売業者との間における生鮮食品等の取引の適正化に関するガイドライン**」を策定（令和7年12月改訂）。

また、令和6年度食品等流通調査結果に基づき関係団体・事業者に対し、農林水産大臣名で、上記ガイドラインの周知・活用の協力要請をするとともに、センターフィー等の透明性確保や労務費等の価格転嫁に関する不利益な取扱いの禁止を注意喚起。（令和7年3月）。

消費者等の理解醸成のための取組

食品の生産・加工・製造・流通におけるコスト上昇の背景等をわかりやすく伝える「**フェアプライスプロジェクト**」を展開。

生産現場のインタビュー動画、食品産業を舞台にした動画、消費者参加型イベント、シンポジウムの開催等により発信し、消費者等の理解醸成や行動変容を図る。



フェアプライス プロジェクト

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/fair-price-project/>



3-3. ビジネスと人権に関する最近の動きについて

<国連「ビジネスと人権に関する指導原則」>

- 「ビジネスと人権に関する指導原則：国連『保護、尊重及び救済』枠組み」では、「人権を保護する国家の義務」、「**人権を尊重する企業の責任**」、「救済へのアクセス」の3つの柱から構成されている。
- 指導原則では、企業は、人権を尊重する責任を果たすため、次のような企業方針と手続を持つべきとされている。

1 人権方針の策定

指導原則 16

企業は、人権を尊重する責任を果たすというコミットメントを企業方針として発信することを求められている。



2 人権デュー・デリジェンスの実施

指導原則 17~21

企業は、人権への影響を特定し、予防し、軽減し、そしてどのように対処するかについて説明するために、人権への悪影響の評価、調査結果への対処、対応の追跡調査、対処方法に関する情報発信を実施することを求められている。この一連の流れのことを「人権デュー・デリジェンス」と呼んでいる。



3 救済メカニズムの構築

指導原則 22

人権への悪影響を引き起こしたり、又は助長を確認した場合、企業は正当な手続を通じた救済を提供する、又はそれに協力することを求められている。



<最近の国内の動き>

1. 経団連「第3回企業行動憲章に関するアンケート結果」

- R5年8月～9月に経団連が全会員企業を対象にアンケートを実施（回答企業286社）。
- 回答企業の76%が、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき取組（一部実施や実施予定を含む）を進めており、前回調査（2020年）の36%から大幅に増加。ただし、従業員499人以下の企業は「取組みに着手できていない」、「内容を理解していない」割合が多い。

2. 関係府省庁連絡会議

- 国際的な動きを踏まえて、R2年10月に「「ビジネスと人権」に関する行動計画」を策定。
- **R7年12月に行動計画を改定。引き続き定期的なフォローアップを実施予定。**

3. 農水省の取組

- 「食品企業向け人権尊重の取組のための手引き」策定（R5.12）及びセミナー開催（R6.2）

<最近の海外の動き>

- EUでは、EU域内の企業等に、サステナビリティ関連のリスクと影響について情報開示を義務付ける「企業サステナビリティ報告指令(CSRD)」が2023年1月に施行。
- また、2024年4月に、欧州議会が、EU域内の企業等に対しサステナビリティ関連のデュー・デリジェンスを義務付ける「企業サステナビリティデュー・デリジェンス指令(CSDDD)」を採択。

注)「ビジネスと人権に関する行動計画（2020-2025）」より抜粋

3-4. 食品企業向け人権尊重の取組のための手引き

- 令和4年9月に経済産業省を中心に策定された「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を参考に、令和5年12月に「食品企業向け人権尊重の取組のための手引き」を作成・公表。

1. 背景

- R4年3月、経済産業省において、企業による人権尊重に向けた、業種横断的ガイドライン策定のための検討会を設置。9月13日に日本政府のガイドラインとして決定。
- 食品企業から「人権対応の重要性は理解するが、何から取り組めばよいかわからない」との声を受け、特に中小企業が円滑に人権対応を進められるよう、**食品産業向けに特化した手引きを策定**した。

2. スケジュール

- 令和6年度はセミナーの実施、取組事例集の作成、4食品業界団体に「ビジネスと人権」に係るセミナーの講師派遣を実施した。セミナー動画・事例集はHPに掲載。
(<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/kokusaihan/index.html>)
- 令和7年度は、「食料システムサステナビリティ課題解決プラットフォーム」に「ビジネスと人権WG」を設置し、セミナーの開催や取組普及に向けた検討を実施。

3. 手引きの構成

- 1 本手引きの経緯・目的等
- 2 なぜ人権尊重に取り組む必要があるのか
- 3 取り組む上での考え方
- 4 人権尊重の取組の全体像
 - 4-1 人権方針の策定
 - 4-2 人権デューデリジェンス
 - 負の影響の特定・評価
 - 負の影響の防止・軽減
 - 取組の実効性の評価
 - 説明・情報開示
 - 4-3 救済

参考資料

別添1 各人権に関するリスクへの取組において意識すべきポイント

別添2 作業シート

参考資料編

4. 生産性の向上に向けた取組



4-1. 食品産業の生産性向上に向けた技術的支援

- 食品産業の省力化を図るため、**AI、ロボット等の自動化技術**を活用し、食品企業を総合的にサポート。
- 補助事業により**食品製造現場の自動化を促進**。また、**経産省・中企庁等との連携**を強化し、食品企業の課題に対応。
- 最先端の技術開発を進めるため、農研機構食品研究部門と連携し、**産学官で連携した取組を加速**。

食品製造現場の自動化

- 補助事業を活用し、食品製造業において**生産性向上のモデル**となる新技術の導入を促進。



食品製造現場では人手作業に頼る工程が多く存在。



設備投資を促進することで、自動化を実現。

関係機関・団体との連携

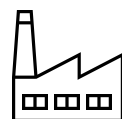
- 経済産業省、中小企業庁等の**関係機関**、日本食品機械工業会等の**関係団体**と連携。
- 食品企業が必要とする**情報を集約し、発信**



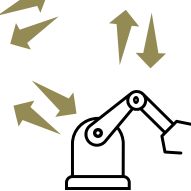
連携



農林水産省



食品企業



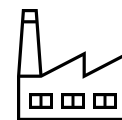
機械メーカー

産学官での連携

- 農研機構食品研究部門とも連携。
- 食品企業の技術開発ニーズを集約する等、**産学官での取組**を加速。



食品分野における最先端の技術開発を促進



食品企業



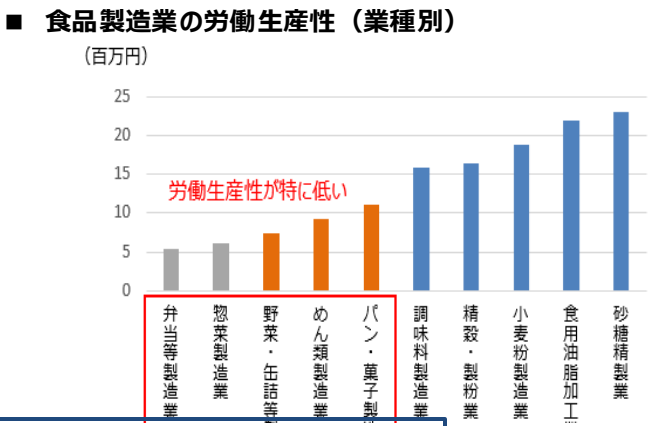
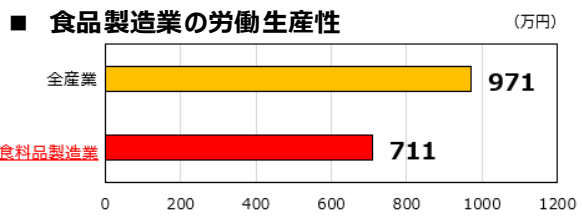
(食品研究部門)

マッチングの加速

4-2. 省力化投資促進プラン（食品製造業）概要

実態把握の深堀

- ・ 中小・零細企業が太宗を占める食品製造業は、他産業と比較して労働生産性が低い水準。
- ・ 業種（小麦粉製造業から惣菜製造業まで多岐に渡る）、工程（前工程・後工程等）によって省力化の取組具合は様々。

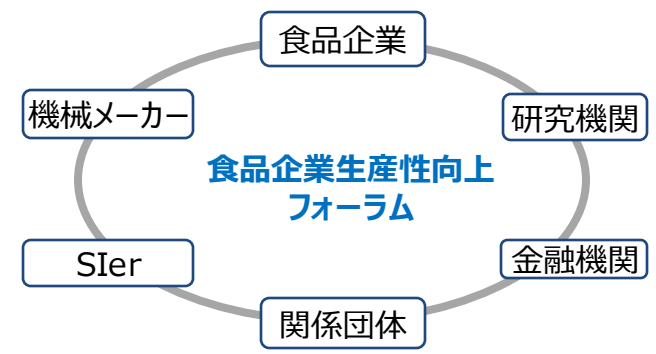


多面的な促進策

- ・ SBIR予算を活用したスタートアップ支援、R6年度補正予算を活用した中堅・中小への新技術導入支援を実施。
- ・ 併せて、日本政策金融公庫における設備投資への資金繰り支援、中小企業省力化投資補助金等を総動員。
- ・ 生産性向上に関する優良事例については、HP等を活用して横展開を実施。

サポート体制の整備・周知広報

- ・ 農水省と経産省、農研機構等が連携し、各種施策に関する情報提供・相談への対応を実施。
- ・ 令和7年度より「食品企業生産性向上フォーラム」を創設し、生産性向上に取り組む食品企業をトータルでサポート。



目標、KPI、スケジュール

目標 (2029年度)		KPI
製造業の労働生産性	製造業の労働生産性を2029年度までに24%向上することを旨とする(2024年度基準)。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 持続的な食料システムの確立に向けた取組を促進する事業活動計画の認定（※令和7年通常国会に法案提出中）：2030年までに累計200件 ・ 支援策等の網羅的な周知：2030年までに「食品企業生産性向上フォーラム」の会員数9,000社

投資補助

2025年～2028年 SBIR制度、R6年度補正予算等を活用した支援

サポート体制

2025年～2029年 省力化投資の促進(集中的に対処)

2025年～2029年 情報提供や相談対応の実施

優良事例の横展開

2025年～2029年 優良事例の更なる収集・横展開

4-3. 食品製造業の生産性向上に向けた取組

- 食品企業等による共同プロジェクト、最新技術の導入、食品製造のスマート技術の開発・実証を支援するとともに、食品企業や研究機関と連携し、食品製造業の省力化を推進。

食品製造業の課題

- 中小・零細企業が太宗を占める食品製造業は、他産業と比較して**労働生産性が低い**。
- 我が国の労働力人口の減少が見込まれる中、**食品製造業の生産性向上は急務**。
- 潜在的には、複数の食品企業で協調可能な領域が存在するものの、**企業間での競争意識が強い**。
- 食品製造業においては、**少量多品目生産**で、多湿等製造環境の条件から、ロボット技術等**自動化設備の導入が遅れている**。
- 省力化や生産プロセスを見直すための**生産技術に関する知識が乏しく**、省力化等生産性向上に向けたノウハウが不足している。

食品製造業の省力化を関係機関と連携し多面的に支援

①食品企業による技術開発プロジェクト

- ✓ 食品企業のための技術開発プロジェクトの補助金を活用
- ✓ 食品企業、機械メーカー等の複数者による連携の下、業界共通の課題解決を図る



②自社の食品工場へ最新技術導入

- ✓ AI・ロボット等の最新技術を活用した機械設備を導入できる補助金を活用
- ✓ 最新技術の活用により、食品企業の生産性向上を図り、省力化のモデルを形成



省力化に向けて
多様な施策を
展開

③食品企業の研究開発部門との連携

- ✓ 農林水産省・農研機構と食品企業の研究開発部門との連携により、食品産業の強化・育成を図る
- ✓ 研究開発に係る行政ニーズをタイムリーに把握し、施策に反映

④スタートアップの先端技術実証

- ✓ SBIR制度（スタートアップや中小企業の研究開発を促進し、その成果を社会実装することを目的とした制度）を使った食品に関する先端技術を実証

⑤食品企業生産性向上フォーラム

- ✓ 無料で参加
- ✓ 食品工場の自動化・省力化を推進するための人材育成研修
- ✓ 省力化を後押しする交流会・セミナーの参加
- ✓ 省力化に関する施策等の情報発信

経済産業省等と連携するとともに、食品業界のニーズを把握の上、技術開発から設備投資までを支援し、食品産業の省力化事例を増やしつつ、その横展開を図る。

4-4. 食品企業生産性向上フォーラムについて①

生産性向上に取り組む食品企業をトータルでサポートします

目的

持続的な食料システムの確立に向けて、食品業界を取り巻く多様な関係者との連携の下、省人化・省力化に向け、食品製造業の自動化設備・施設の導入、機械化、DX、食品製造現場における生産技術人材の育成、企業間のネットワーク構築、スタートアップ企業との連携等の取組を通じて、**食品企業**の**生産性向上**を推進すること。

構成員

食品企業、機械メーカー、研究機関、関係機関等

主な取り組み

I. 人材育成講習会

専門家の監修に基づき、食品工場の自動化に関する知識と技術を実践的に学べる講座を提供。

<講習会プログラム>

- ①自動化の重要性・事例紹介
- ②知識の講座「現場改善を進める第一歩」
- ③自動化検討書の作成方法

II. 交流会/セミナー

企業同士がリアルに交流できる食品ユーザー交流会、共同プロジェクトの先行事例の情報提供。

<開催実績(抜粋)>

- ①食による健康長寿社会の実現に向けた取り組み
～セルフケアフード協議会の活動～
- ②DX/ITによる現場改善
-食品製造業が挑んだAI・IoT・RPA活用法-
- ③中小企業の自動化・省力化に向けた行政支援と成功事例

III. 自動化相談

企業の課題や相談事項を入力頂くことで、具体的な解決策をフォーラム事務局が窓口となり、各機関と連携してご提案。

<支援内容(抜粋)>

- ①省人化・効率化を実現する自動化設備導入サポート
- ②食品製造現場ので働く方のスキル向上を支援

IV. 情報発信

専用Webサイトにおける「食品事業者向け支援策」の掲載、会員限定メールマガジンの配信。

<発信内容(抜粋)>

- ・食料システム法改正
- ・補正予算関連情報
- ・各種イベントの案内
- ・優良事例集の公開



<フォーラムサイト>

4-4 .食品企業生産性向上フォーラムについて②



会員登録状況

1月29日までの登録実績

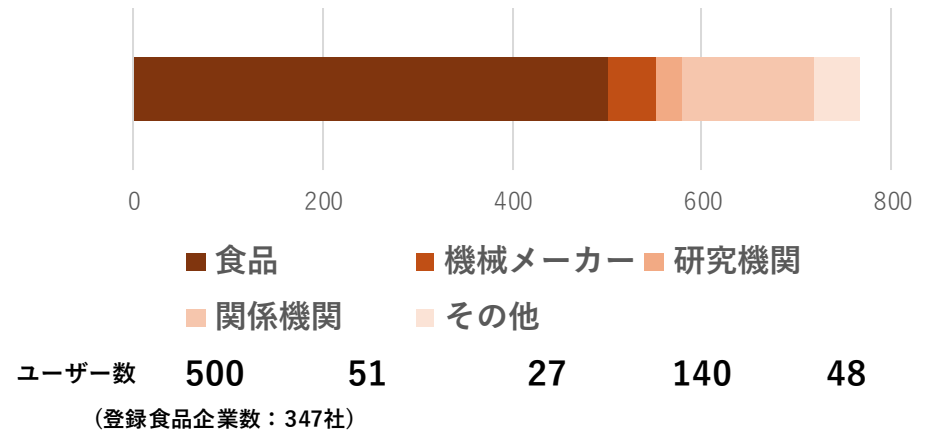
会員登録数推移

ユーザー数(人)

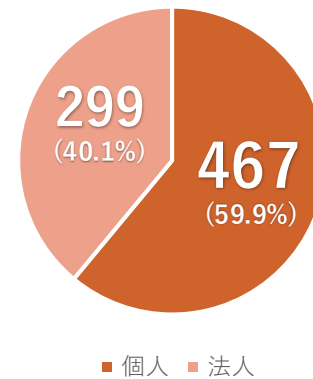
766



会員内訳



会員種別



4-5. 業種横断型プロジェクト実証支援事業

【令和7年度補正予算額 90,000千円】

○ 省力化等生産性向上に資する新たな技術の開発に向けて、食品事業者及び機械メーカー等が連携して行うプロジェクトを支援します。

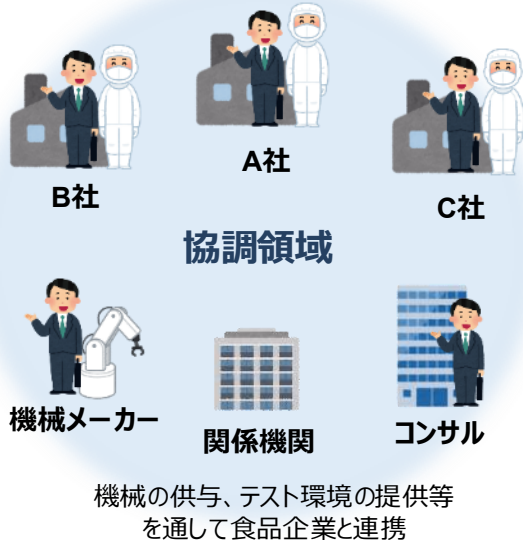
事業イメージ

業界共通の
技術的な課題

業種横断型プロジェクト
の実施

食品業界全体
の課題解決

課題を共有する食品企業間で連携



様々な業種で活用
可能な技術・製品の
開発



個々の
技術開発力
には限界

企業間連携により
開発・実証を加速

業界全体へ
成果を横展開

事業概要

公募期間

令和7年12月16日（火）
～令和8年1月16日（金）

対象者

- 食品企業
(機械メーカー等との共同申請を含む)
- 食品企業、機械メーカー、関係団体
等を構成員とするコンソーシアム
(定款、組織規程の作成等が必要)

補助上限

90,000千円（補助率1/2以内）

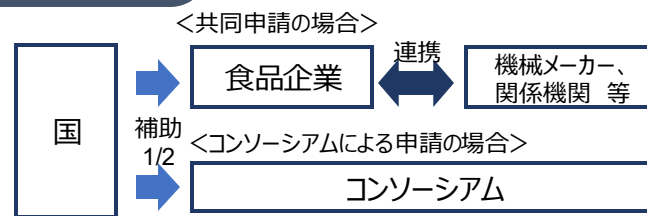
対象経費

プロジェクトの実施に必要な機械設備の導入
及び改良費、謝金、旅費、需用費、貸借料
及び使用料、委託費、人件費

【補助対象とならない取組例】

単なる自社の自動化のための機械導入

申請スキーム



お問い合わせ先

食品製造課 原材料調達・品質管理改善室 省力化推進チーム
TEL：03-6744-2089 E-mail：kaizen@maff.go.jp

注1：応募者全体の申請内容を考慮して審査を行うため、必ずしも申請額全額が補助額となるわけではありません。

注2：詳細については、本事業に係る公募要領をご確認ください。

4-6. 「生産設備データ標準化コンソーシアム」について

- 食品製造現場における**生産設備データ**の仕様や規格を**標準化**し、**業界全体の生産性向上・品質向上**を促進するため、**味の素(株)**など**大手食品企業**を中心とする「**生産設備データ標準化コンソーシアム**」が発足。

コンソーシアム設立の背景

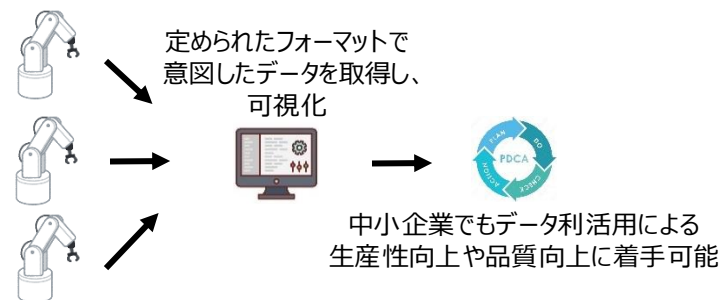
- 食品製造現場における生産設備の**データ仕様・制御プログラム**は**機械メーカー**により各社各様。
- その結果、食品企業は各設備のデータ仕様・プログラムへの個別対応が求められ、**データ収集・活用に係るコスト・労力が増大**。

コンソーシアムでの主な取組

- 食品製造業と食品関連機械製造業間の合意形成を図り、生産設備のデータに関する**業界標準規格を策定**。
- 標準規格による**データ利活用の検証**を進めつつ、ガイドブックを作成し、**業界全体への普及を促進**。

目指す姿

- **安価に専門的知識がなくても**生産性向上や品質向上への着手が可能に。
- 予防保全・品質管理・稼働率の向上など、製造プロセスの高度化につなげることで、**食品業界全体のDX推進や競争力強化**にも貢献。



【参画企業・団体】

味の素株式会社、味の素食品株式会社、カルビー株式会社、サントリーホールディングス株式会社、ハウス食品株式会社、株式会社明治、一般社団法人日本包装機械工業会、アビームコンサルティング株式会社（事務局）



4-7. 省力化技術導入支援事業

【令和7年度補正予算額 140百万円】

- 食品製造事業者による省力化のモデルとなる取組に対して新技術（AI・ロボット等を活用した機械設備）の導入を支援します。

事業内容

業界における省力化のモデルとなる
新技術の導入経費を補助



食品製造事業者

新技術を導入し
省力化を実現



「省力化実行計画」に基づき、
取組の成果を横展開

補助の概要

補助対象者	省力化をモデルとして取り組む (省力化実行計画を策定) 食品製造事業者 (※) [中堅・中小企業に限る]
補助対象経費	以下の条件を満たす機械設備 ・生産効率 対前年比3%/年 以上 ・販売後4年未満
補助上限	4,000万円
補助率	1/2 以内
補助要件	・「省力化実行計画」を確実に実行すること ・食品企業生産性向上フォーラムの会員となり、モデルの横展開に協力すること
事業の流れ	国 $\xrightarrow{1/2以内}$ 食品製造事業者
公募期間	令和7年12月16日(火) ～令和8年1月15日(木)

対象となる機械設備のイメージ

- ✓ 最近開発・普及され始めた最新技術
- ✓ 省力化・省人化が図られる最新技術

- ・多層包あん成形機
- ・AI付き製品検品用 X線センサーシステム
- ・自動パン粉付け機
- ・製品自動箱詰め装置
- ・弁当・総菜用盛付ロボット



省力化実行計画とは

省力化の取組をモデル的に横展開していただくため、補助金申請時に作成いただく計画で、その作成が補助要件となります。

(記載項目)

- ◆ 省力化の定量的目標
- ◆ 人材育成に関する事項
- ◆ 外部支援機関との連携に関する事項
- ◆ 横展開に関する事項

(※) 食品の加工・製造を行っている事業者、又はこれらとともに事業を実施しようとする事業者。

注：詳細については、本事業に係る公募要領をご確認ください。

お問い合わせ先

食品製造課 原材料調達・品質管理改善室 省力化推進チーム
TEL : 03-6744-2089 E-mail : kaizen@maff.go.jp

4-8. 新技術導入緊急対策事業（R6補正）の採択結果



1次公募の応募数32社、採択7社、応募総額10億円、交付額1.7億円。採択7社は前工程4社、後工程3社。

順位	企業名	地方	従業員数	日本標準産業分類(細)	導入工程	導入機器	メーカー名	具体的な事業内容	総事業費(税込、円)	交付決定額(税抜、円)
1	(株)上間菓子店	九州	51～100人	その他のパン・菓子製造業	製造加工	ハードキャンディ自動充填製造ライン	YINRICH / (株)なんつね	ハードキャンディ製造工程を全自動化し、省人化と品質安定化	91,333,000	41,515,000
2	(株)ミートクレスト	九州	51～100人	部分肉・冷凍肉製造業	製造加工	畜肉用ダイサー	TREIF / NASCO(株)	最新のカット設備を導入して、需要増の国産牛のキューブカットを増産	60,940,000	26,650,000
3	(株)永楽堂	中部	51～100人	パン製造業	製造加工	パン用ディスクスライサー	GHD Hartman / (株)ジャーマンサービス	業務用バンズを顧客要望に合わせてスライスできる新設備を導入し、増産と品質向上	10,747,000	4,885,000
4	(株)白子	関東	301人以上	海藻加工業	検査	レーザー海苔異物除去装置	ニシハツ産業(株)	乾海苔のレーザー検査・異物除去装置導入による、省人化と増産、高品質化	25,773,000	11,715,000
5	石井食品(株)	関西	301人以上	肉加工品製造業	包装	ミートボール梱包ライン	(株)JRC	ミートボールの梱包工程の自動化による省人化と製造量増加	128,150,000	50,000,000
6	平冷プロマリン(株)	北海道	101～300人	冷凍水産物製造業	包装	①パレオート自動生積み機 ②自動空パン出し機	(株)藤田鉄工所	冷凍魚の包装工程を自動化し、省人化および高付加価値化	41,342,400	18,792,000
7	(株)柳屋本店	中部	101～300人	その他の水産食料品製造業	製造加工	鯉節自動ソフトスライサー	エフ・エム食品機械(有)	鯉節スライサーの更新による生産量増加と省人化、および歩留向上	40,799,000	18,545,000

4-9. 新技術導入緊急対策事業（R6補正）の採択結果



2次公募の応募数18社、採択7社、応募総額7.3億円、交付額1.3億円。採択7社は前工程2社、後工程5社。

順位	企業名	地方	従業員数	日本標準産業分類(細)	導入工程	導入機器	メーカー名	具体的な事業内容	総事業費(税込、千円)	交付決定額(税抜、千円)
1	東洋ナッツ食品(株)	近畿	101～300人	その他のパン・菓子製造業	包装	連続式縦ピロー包装機	川島製作所(株)	自動包装機の更新による小魚ナッツのシール部への噛みこみ不良改善と省人化	54,890	24,950
2	(株)マツモト	北海道	51～100人	海藻加工業	包装、検査	①ピロー包装機 ②包装噛みこみ検査装置 ③大袋自動カウント包装装置	①日本ポリスター(株) ②サイエナジー(株) ③株トーヨーパッケン	ミニとろろ製品の自動包装と噛みこみ検査、大袋詰め自動化による省人化と生産量増加	52,303	22,479
3	(株)今里食品	関東	301人以上	めん類製造業	包装	蓋締め自動機	近日中公表予定	惣菜麺の各種容器に対応した蓋締め自動化装置の開発とライン実装による省人化	20,581	9,355
4	(株)アキモ	関東	101～300人	野菜漬物製造業	包装、検査	①1連式蓋被せ機 ②たれ充填機	①(株)第一包装機製作所 ②(有)光陽機械製作所	重ね塗りキムチ製品への外充填と蓋閉めの自動化による省人化	11,031	5,014
5	はたけなか製麺(株)	東北	21～50人	乾麺製造業	加工	超音波乾麺切断装置	(株)ティー・エム・ピー	乾麺の裁断ロス改善と裁断後の自動コンテナ計量で人力運搬による重労働の軽減	24,200	11,000
6	(株)ファーストダウン	九州	301人以上	惣菜製造業	梱包	自動箱詰め機	(株)イシダ	カット野菜の形状変化にも対応できる箱詰自動機機の導入による省人化と生産量増加	119,900	40,000
7	日興食品(株)	九州	51～100人	野菜缶詰製造業	原料処理	①原料コンテナ反転作業ロボット ②自動計量コンテナ搬送装置	(株)イシダ産機	甘夏原料の蒸煮機投入と、蒸煮後のコンテナ計量を自動化し、省人化と生産量増加	29,435	13,379

4-10. 新技術導入緊急対策事業

【令和6年度補正予算額 300百万円】

	公募期間	採択件数
1次公募	令和6年12月9日～令和7年1月6日	7件
2次公募	令和7年4月30日～令和7年5月29日	7件

九州・沖縄 4件

菓子製造業（沖縄県）

キャンディーの
自動製造ライン

肉加工品製造業（大分県）

肉用の
キューブカッター

果実缶詰製造業（佐賀県）

果物の
自動計量・搬送装置

惣菜製造業（福岡県）

カット野菜の
自動箱詰め機

近畿 2件

菓子製造業（兵庫県）

小魚ミックスナッツ
の包装機

肉加工品製造業（京都府）

食肉製品の自動
箱詰め機・パレタイザー

北陸

東北 1件

めん類製造業（宮城県）

乾麺の
超音波切断装置

関東甲信・静岡 4件

惣菜製造業（埼玉県）

調理麺の
自動蓋閉め機

海藻加工業（群馬県）

海苔のレーザー
異物除去機

野菜漬物製造業（栃木県）

キムチの自動蓋掛け
・タレ充填装置

かつお節製造業（静岡県）

かつお節の
自動スライサー

東海 1件

パン製造業（愛知県）

業務用パンズの
マルチスライサー

中国・四国

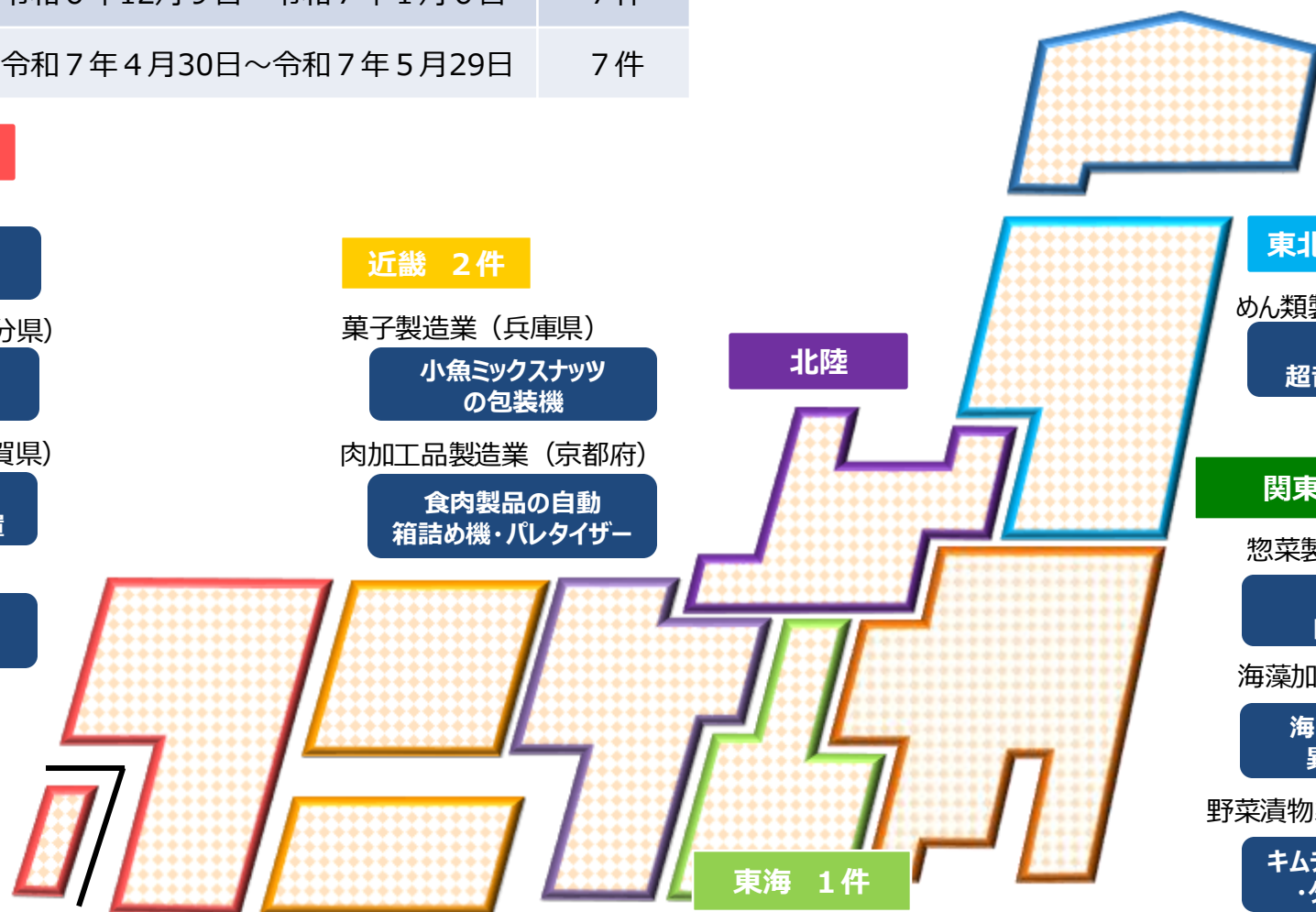
北海道 2件

冷凍水産物製造業

冷凍魚の
パレタイザー

海藻加工業

とろろ昆布の自動
包装・検品・袋詰機



4-11. 新技術導入緊急対策事業 事業実施内容

(株) 白子



所在地	従業員数	日本標準産業分類 (細)	導入工程	事業費 (税込、円)	交付決定額 (税抜、円)
群馬県	301人以上	海藻加工業	検査	25,773,000	11,715,000

事業内容 乾海苔のレーザー検査・異物除去装置導入による、省人化と増産、高品質化

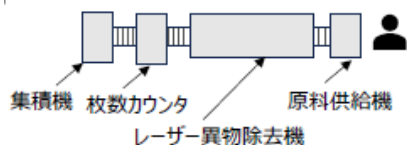
導入前 (4名)

4名が作業台の周りに着席し、海苔を1枚ずつ取り、目視で異物を発見し手作業で除去。見落としも多く、再検査で30%が再排出となる。



導入後 (1名)

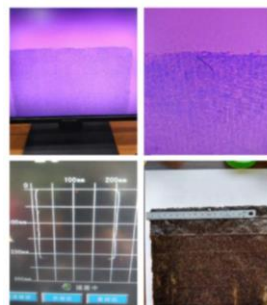
生産ラインとして1名でオペレーション可能に。



ここがPOINT!

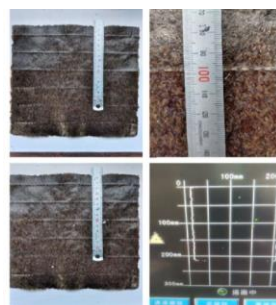
海苔製造装置メーカーが長年の技術を集積した最新検査機 (特許取得)

① 透過異物検査



海苔は近赤外光を透過する、近赤外光を遮る異物を透過カメラで特定

② 反射異物検査



表反射カメラで大きさ、感度とともに設定以上の異物を不良と判断



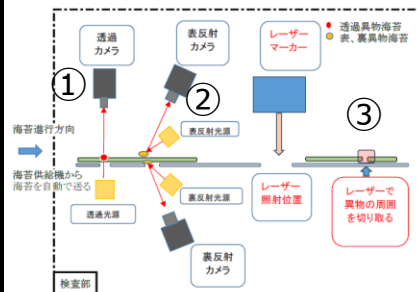
生産効率 (目標)	
製造量 導入前	2,240
製造量 導入後	3,600
製造量 向上率	161%
製造量 単位	枚/日
労働人数 導入前	4.0
労働人数 導入後	1.0
労働人数 向上率	400%
労働人数 単位	人/ライン
労働時間 導入前	8
労働時間 導入後	8
労働時間 向上率	100%
労働時間 単位	時間/日
労働生産性 導入前	70
労働生産性 導入後	450
労働生産性 向上率	643%
労働生産性 単位	量/人/時間

レーザー海苔異物除去装置

GSL型 光源RGB-LED方式

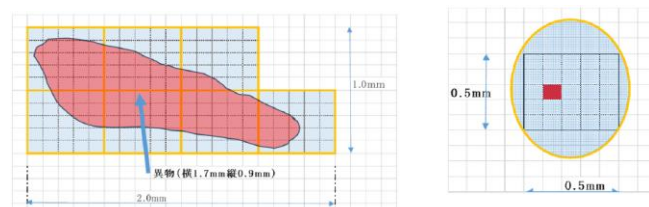
ニシハツ産業(株)

異物除去機の内部構造



透過、表反射、裏反射の各カメラで異物を最小検出幅0.1mm単位で特定

③ レーザー異物除去イメージ



除去範囲は0.5mmの正方形が基準になるが若干丸みを持たせた円弧の形でレーザー異物除去される



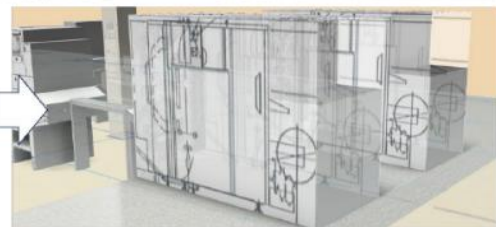
4-12. 新技術導入緊急対策事業 事業実施内容

東洋ナッツ食品（株）

所在地	従業員数	日本標準産業分類（細）	導入工程	事業費（税込、円）	交付決定額（税抜、円）
兵庫県	101～300人	その他のパン・菓子製造業	包装	54,890,000	24,950,000

事業内容 自動包装機の更新による小魚ナッツのシール部への噛みこみ不良改善と省人化

導入前 →→→→ 導入後



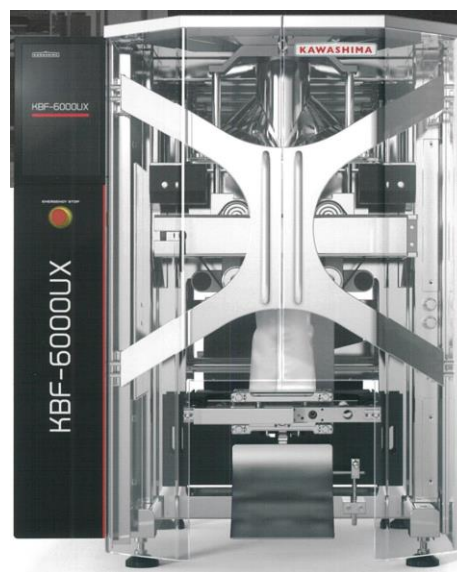
連続式縦ピロー包装機 KBF-6150UXR型

川島製作所(株)



生産効率（目標）

製造量 導入前	44,000
製造量 導入後	57,200
製造量 向上率	130%
製造量 単位	個/日
労働人数 導入前	3.0
労働人数 導入後	2.0
労働人数 向上率	150%
労働人数 単位	人/ライン
労働時間 導入前	8
労働時間 導入後	8
労働時間 向上率	100%
労働時間 単位	時間/日
労働生産性 導入前	1,833
労働生産性 導入後	3,575
労働生産性 向上率	195%
労働生産性 単位	44量/人/時間



間欠式包装機：速度が遅く噛みこみによる包装不良が起きやすい。噛み込みチェックや不良品の再包装に2名の作業員が必要。

連続式包装機：包装フィルムを連続的に繰り出し可能で速度が速く、また噛みこみ抑制の独自制御技術あり。作業員2名減。

<p>新マルチモーション(特許)</p> <p>■多様な製品に最適な動きを選択可能</p> <p>最大ストローク 50% UP</p>	<p>シゴキ+エッグキャッチモーション</p> <p>■製品のワレカケ・噛み込み低減の両立</p> <p>優しく受けて 確実に決める</p>	<p>新セービング機構(特許)</p> <p>■ピンホール・噛み込み低減の両立 <small>※間欠機はオプション装置になります</small></p>
<p>従来機種 Max.150rpm</p> <p>↓</p> <p>KBF-6000UXR Max.200rpm</p> <p>■安定感をもたらす上質な高能力の実現</p> <p>20% UP</p>	<p>セービング機構のサーボ機構(特許)</p> <p>■安心・安全・確実なシール管理 <small>※間欠機はオプション装置になります</small></p> <p>シール時間/シール力/シール動作を 包材ごとに最適に制御可能</p>	<p>誰にでも容易な操作性</p> <p>■トラブルシューティングで作業者をサポート</p>

ここがPOINT！ 最新のピロー包装機の噛みこみ低減技術

★新マルチモーション(特許)：投入する原料に最適なストローク長に調整することで、魚素材の噛み込みを防止することができる。

★新セービング機構(特許)：包装フィルムの動きに合わせてセンターシールのシールブロックがサーボ動作することにより、硬いコシの強い包材でも噛み込みが低減される。

7. 食品製造業における生産性向上の優良事例ご紹介

- パン・菓子から、惣菜、冷凍食品に至るまで、**多岐に渡る業種**から約50社の優良事例を食品企業生産性向上フォーラムのHP上で公表。
(<https://food-industry-productivity-forum.maff.go.jp/case-study/>)
- 業種・工程・技術内容の区分で検索可能となっており、**自社が目指す生産性向上の姿に適応した事例を迅速に抽出**。

概要

- ✓ 生産性向上の取組を積極的に行っている食品製造事業者に対して個別ヒアリングを実施し、**生産性向上の取組の実施状況**やその**問題点**、**生産性向上を推進するために必要な要件**等を調査。

公開内容

- ✓ 各工程（受注、生産、品質管理、梱包・運搬、事務管理等）における**自動化**、**ロボット導入**、**DX・IoT化**等の事例



優良事例集

食品製造業の生産性向上に向けた取組
優良事例集

- 食品工場での自動化・省力化、ロボット導入、DX・IoT、人材育成など、食品製造業 約50社の生産性向上に向けた取組事例をご紹介します。
- 生産性向上を目指す食品製造業の皆様へ、今後の取組のヒントとして、是非、ご活用ください。

企業情報はこちらから

令和6年度 食品企業共同DX推進実証事業 株式会社文部科学研究所 (財)社研



4-14. 食品産業研究開発懇話会（通称：二木会）概要



趣旨・設立の経緯

- 食品産業の強化・育成を目的に食品製造業大手の研究開発部門が連携する場として、食品流通局技術室（現・食品製造課原材料調達・品質管理改善室）の呼びかけで昭和61年7月に発足。
- 食品製造業の各業種のリーディングカンパニー11社が参加。

会員

●会員企業（11社）

会員1名、連絡員1名

※会員は各社の研究部門の役員、研究所所長クラス。他に各社研究所の管理職クラスの連絡員がいる。

●農林水産省

●農研機構

社名・組織名	会員の所属・役職
味の素（株）	執行役 食品事業本部 副事業本部長 食品研究所長
伊藤ハム米久ホールディングス（株）	中央研究所 所長
キッコーマン食品（株）	執行役員 商品開発本部長 兼 酒類調味料開発部長
サントリー食品インターナショナル（株）	執行役員 R&D本部 副本部長 兼 R&D部長
（株）日清製粉グループ本社	常務執行役員 R&D・品質保証本部 本部長
日清オイリオグループ（株）	執行役員 技術本部 応用研究所 所長
（株）ニッスイ	中央研究所 所長
不二製油グループ本社（株）	つくば研究開発センター センター長
（株）明治	研究本部 分析化学研究ユニット長
森永乳業（株）	研究本部 食品開発研究所 所長
山崎製パン（株）	中央研究所 所長代理

活動内容

●開催状況

- 奇数月の第二木曜日午後（15～17時）に2時間程度の定例研究会＋立食の意見交換会を実施。
- 毎回の勉強会の幹事は各企業が持ち回りで実施。毎年の会長企業も持ち回りで担当。

●これまでの農水省参加状況

- 通常開催の4回（1, 3, 7, 9月）の研究会においては、補助事業や制度改正に関する話題など、会員企業が必要とするタイムリーな国の施策情報を農水省より説明。
- 勉強会の開催場所は、KKRホテル東京。幹事会社と調整の上、農林水産省（改善室）と農研機構（食品研究部門）で数名の参加者申し込みを行っている。

4-15. 二木会連絡会議（R7年度～）



趣旨・設立の経緯

- 農林水産省から、研究開発に係る行政ニーズをタイムリーに把握し、政策に活かしていくため、会員相互の情報交換を活発化させる場として、連絡員による会議体の設置を提案し、会員企業の了承を得て設置。
- 準備会合を経て、R7年度は各社関心の高かった3つのテーマに絞り、3回の会合を開催する。

開催概要

● **実施日**： 偶数月（7月、8月、11月）で特定日を日程調整、3時間程度

● **議題**： 会員の関心の高い特定テーマ（規制、分析、新規事業）

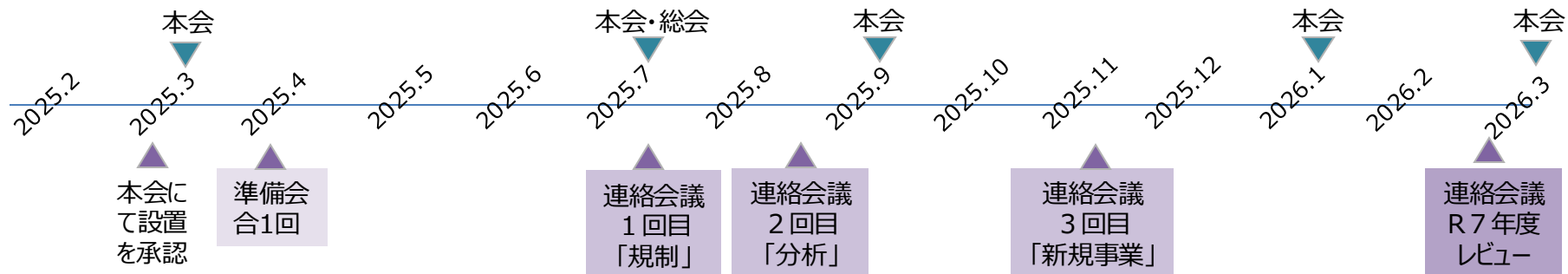
● **参集者**： 連絡員（各社1名）を基本に、各回の議論テーマに応じて、社内関係者（1～2名）の同行を可とする。

● **場所**： 農林水産省（本省内会議室）

● **事務局**： 農林水産省 原材料調達・品質管理改善室

開催	テーマ	具体的内容	担当者	ゴールイメージ
7月	規制	①国内外の規制情報入手の困難点をアンケートで収集	農水省	-
		②PFAS規制の最新情報	外部有識者	
8月	分析	①各社の分析課題点をアンケートで収集	農水省	各社の協調領域でテーマ化を目指す
		②最新分析トピック、機器紹介	外部有識者	
11月	新規事業	①各社の新規事業例の紹介	各社連絡員	スタートアップとのマッチング機会を設け、新事業創出を支援
		②優良事例の紹介	外部有識者	

スケジュール



4-16. 一般社団法人 日本食品機械工業会 (FOOMA) 概要

団体概要

- 食品機械業界の発展に向け、食品機械に関する調査および研究や情報収集・提供、安全・衛生化および標準化などの事業を推進（経済産業省関係団体）。
- 食品機械メーカーとその団体で構成され、正会員は233社と2団体、賛助会員は235社（R5.8現在）
- 食品機械・装置及び関連機器の展示会（FOOMA JAPAN）を毎年開催。食品機械関連の展示会としてはアジア最大規模を誇る（2025年の出展は1,007社、来場者約11万人）。

当課との連携内容

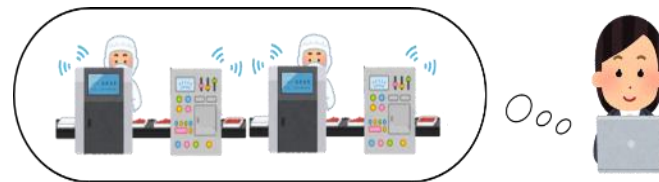
●IoT推進委員会

食品機械のデータ利活用を推進することを目的に、食品機械のデータフォーマットの標準化を実証する委員会を工業会内で立ち上げ。改善室長も委員として参画。

IoT推進委員会を立ち上げ

（経済産業省産業機械課、農林水産省食品製造課、食品事業者3社、機械事業者10社、システム事業者2社がそれぞれ委員として、業界団体3団体がオブザーバとして参画）

- データ収集・連携に関する機種間のデータフォーマット等の仕様の標準化を目指して、WGを結成し活動中。
- 将来的には、各機械から統一フォーマットでデータを取得することで、**全ての機械が統一されたデータになるため、データをより効率的に活用することが可能となる。**最終的には、工場内での点検業務や製品品質の向上活動などの効率化を目指す。



●FOOMA JAPAN 2025への参加

- 工業会に働きかけ、昨年に引き続き農林水産省セミナーを開催。「災害食マーケットの今後の展望について」と題して、アサヒグループ食品(株)、尾西食品(株)、(一社)日本災害食学会とのリレー講演を実施。201名が参加。
- また、農研機構、日本災害食学会とともに、ポスター展示を実施。「食品企業生産性向上フォーラム」等をご紹介。
- 開会式では原材料調達・品質管理改善室長が来賓挨拶。

4-17. 農林水産省中小企業イノベーション創出推進基金事業（SBIRフェーズ3基金事業）

- 岸田内閣時に策定された「スタートアップ育成5か年計画」を踏まえ、令和4年度補正予算で内閣府が2,060億円を措置。
- 各省庁において基金を造成し（SBIRフェーズ3基金事業）、それぞれの所管分野において**スタートアップの持つ先端技術を活用した大規模実証を支援**（農林水産・食品分野には**467億円**が措置）。
- 農林水産・食品分野においては、「**食品産業において活用するスマート技術の開発・実証**」を含めた15のテーマを設定。

SBIR制度（Small/Startup Business Innovation Research）

スタートアップ等による研究開発を促進するとともに、その成果を国主導の下で円滑に社会実装し、我が国のイノベーション創出を促進するための制度。

第1回公募（公募期間：令和6年5月7日～6月18日）

採択テーマ：「食品産業における食品ハンドリング技術の革新と社会実装」（令和5～9年度、34.5億）

採択事業者：コネクテッドロボティクス株式会社、株式会社FingerVision、株式会社Closer

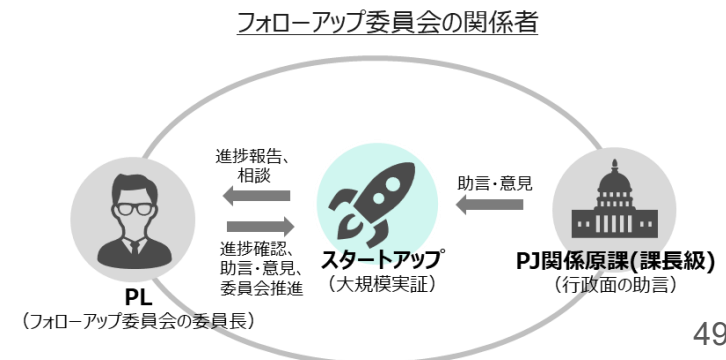
第2回公募（公募期間：令和5年8月25日～10月6日）

採択テーマ：「調理/盛付/食器仕分け業務の自動化とアプリによるメニューパーソナライズ、AIを活用した厨房オペレーション最適化を通じた次世代スマート食堂の社会実装」（令和6～9年度、24億円）

採択事業者：TechMagic(株)

食品製造課の役割

- ✓ 約半期に1回開催される**フォローアップ委員会**において、委員一人として、**食品製造課長**が任命される
- ✓ スタートアップのプロジェクトの**進捗管理**や社会実装に向けた**具体策の検討等**が適切になされているかを**定期的**に確認



4-18. 農林水産省中小企業イノベーション創出推進基金事業（第1回公募）

食品産業における食品ハンドリング技術の革新と社会実装（令和5～9年度）
（コネクテッドロボティクス株式会社、株式会社FingerVision、株式会社Closer）

大規模技術実証の概要

- 惣菜工場の製造工程全体の自動化を推進し、スマートファクトリーの実現を目指す。 ■ 業界で初めて惣菜盛付ロボットシステムの実用化を目指す。
- ①ハンドの多様化（惣菜具材の多品種対応） ②盛付ロボットの低価格化 ③惣菜製造に最適化された廉価版ロボットの開発
- ④他盛付工程自動化ロボットシステムの低価格化（容器供給、小袋移載、セル生産盛付、検査等の工程）

【実証現場の様子】埼玉県寄居町



【開発技術のポイント・先進性】

- 工業製品ではない食品(粘性がある等)をハンドリングする技術
- 多様化する食品トレイを供給する技術

最終的に食品を把持する
廉価版ロボットシステムを開発。

社会実装に向けての開発スケジュール・目標

【開発目標】

- 惣菜具材の多品種対応：総菜10種→100種
- 製造原価1,050万円/台→500万円/台

【社会実装後の当面の目標】

- 事業終了後5年以内に、共同提案3社合計で385億円の売上計上。
（国内惣菜工場 自動化市場6兆円に対して普及率0.6%。将来は50%を目指す）
- 長期的には食品のピックアンドプレース技術のその他の用途として、果物や野菜の出荷前の梱包、魚の選別仕分け等に応用。

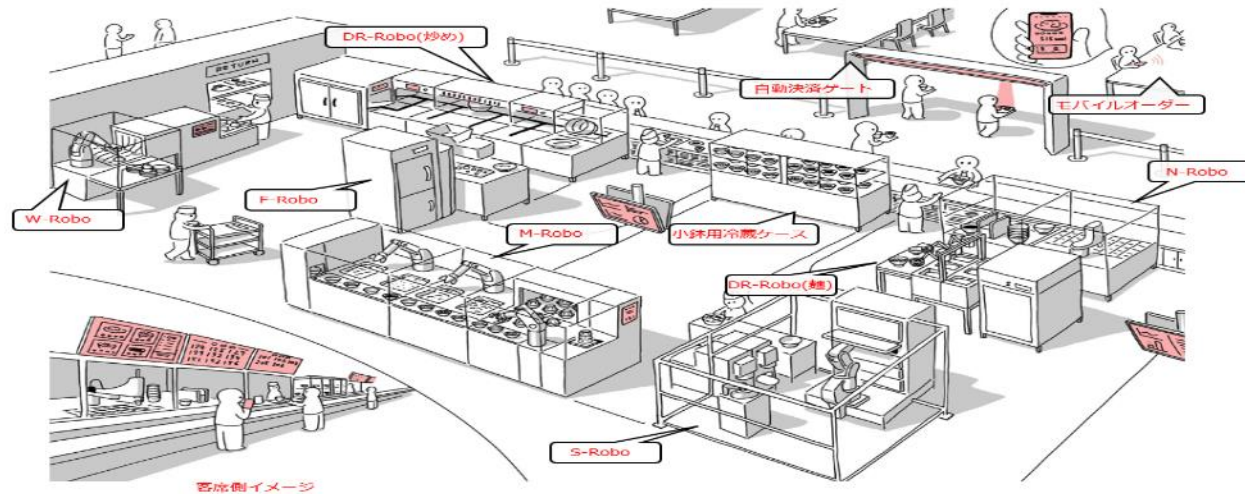
原材料調達・品質管理改善室は、事業採択に関与するとともに事業推進にも積極的に参画

4-19. 農林水産省中小企業イノベーション創出推進基金事業（第2回公募）

調理/盛付/食器仕分け業務の自動化とアプリによるメニューパーソナライズ、AIを活用した厨房オペレーション最適化を通じた次世代スマート食堂の社会実装（令和6～9年度） TechMagic(株)

大規模技術実証の概要

- 外食産業の人材不足に対応するとともに、健康を踏まえた調理のパーソナライズの実現を見据え、個人ごとの料理の最適化を目指す。
- ①モバイルオーダーを起点としたユーザーライクな顧客体験の動線の実装 ②調理、盛付、食仕分けの自動化による大規模な省人化の実装 ③AIを活用した調理の個人対応と厨房オペレーションの最適化の実装



社会実装に向けての開発スケジュール・目標

【開発目標】

- 調理・盛付・食器仕分けロボットのモジュール化
- ユーザーインターフェースとロボットの連携による個人対応の自動調理、提供

【社会実装後の当面の目標】

- 事業終了後5年以内に60億円、10年以内に240億円の売上を計上を目指す。（事業終了後5年以内で市場シェア0.5%、10年以内で市場シェア1.6%）
- 国内での販売に加え、米国、韓国に対する拡販も実施。

原材料調達・品質管理改善室は、事業採択に関与するとともに事業推進にも積極的に参画

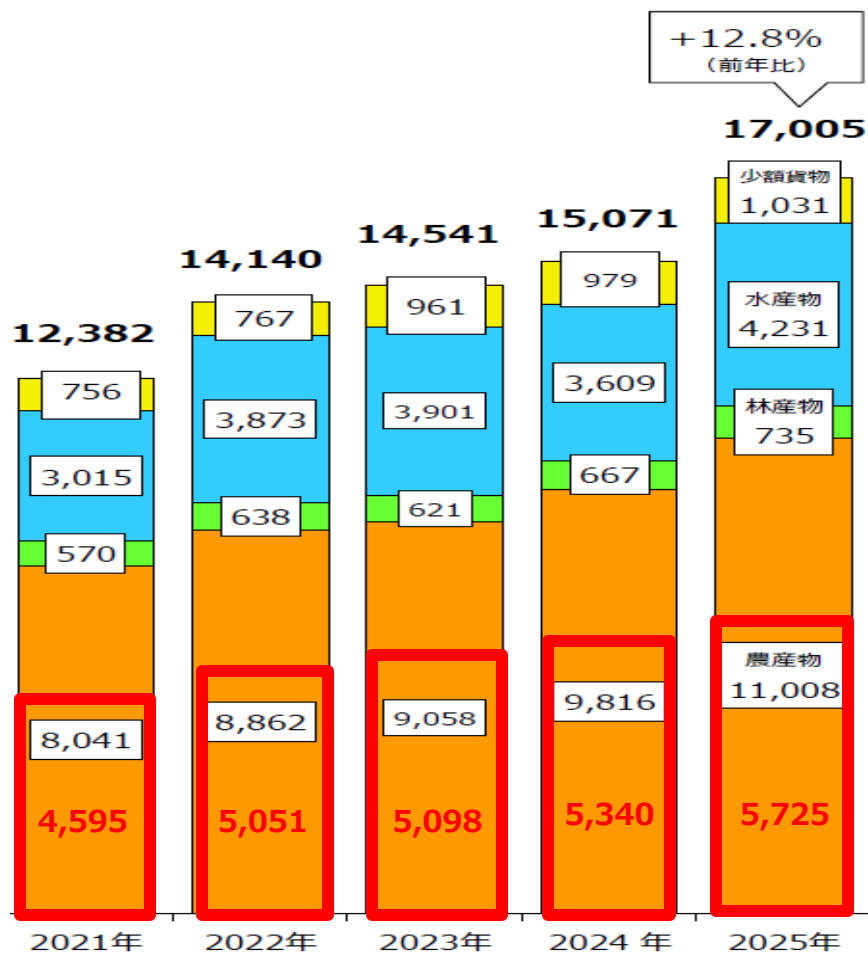
5.加工食品の輸出拡大に向けた取組



5-1. 加工食品の輸出の現状

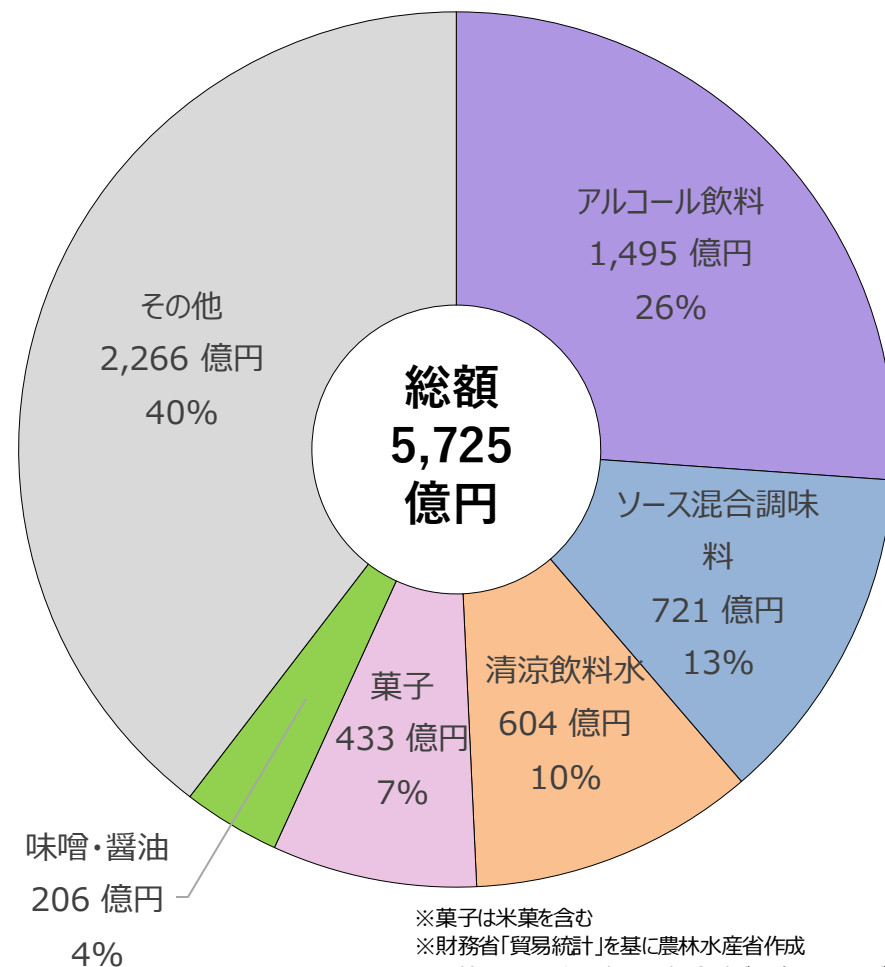
- 2025年の農林水産物・食品の輸出額は**17,005億円**。そのうち加工食品は**5,725億円**。
- 加工食品の輸出額を品目別にみると、ウイスキーや清酒等のアルコール飲料が1,495億円と26%を占め、ソース混合調味料が721億円で13%、清涼飲料水が604億円で10%と続く。

農林水産物・食品 輸出額の推移



※財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

加工食品の品目別輸出額 (2025年)



5-2. 加工食品の輸出に関する課題

(加工食品の強み)

- 季節変動が少なく、**周年輸出が容易**。
- 日本の高度な技術により、輸出先国の嗜好、生活スタイルに合わせて**付加価値を付けることが可能**。輸出の有望な分野。

(加工食品の課題)

- 中小企業が多い食品製造事業者単独では、各国の規制調査、海外でのマーケティング・商流構築、物流コスト削減等の取組を行うことは困難。
- 輸出先国の食品安全・添加物・表示・容器・包材等の規制・基準について、**国・品目・製品ごとの対応が必要**。
- 輸出先国の複数の規制対応が必要であり、**国内向けと別の製造ライン施設が必要な場合も多い**。
- 加工食品は、船便の場合が多く、輸送日数を要すること等により、日本国内よりも**長い賞味期限を求められる**上に、各国ごとに使用可能な食品添加物が異なることから、代替添加物により新たな商品を製造することが求められる。

中小食品製造事業者

- 中小企業が多い食品製造事業者単独で、各国の規制調査、海外でのマーケティング・商流構築、物流コスト削減等の取組を行うことは困難。



施設認定・登録

- 食肉や水産物を主な原料とする加工食品については、施設基準や衛生基準（HACCP）を満たした施設の認定が必要な場合があり、施設改修も伴う。
- 中国へ食品を輸出する場合は、製造企業登録を行うことが必要。



混合食品

- EUへの輸出では、動物由来の原料（乳、卵、水産物など）が含まれる混合食品の場合、その原料がEU基準を満たしていることが必要。



食品添加物

- 国ごとに使用可能な食品添加物が異なることから、使用できない添加物を使用している場合は、代替添加物に変更し商品を製造することが必要。

表示

- 国ごとに栄養成分等の表示ルールが異なることから、内容を確認の上、ラベルを印字又は添付する必要。

容器・包材

- 国ごとに包装容器の品質規格・条件が異なることから内容を確認の上、認められた容器・包材を使用する必要。直近では、EUの容器・包材規制やプラスチック削減条約への対応が重要。

ハラール、コーシャ

- 原材料、加工方法、包装、貯蔵、物流、陳列等サプライチェーンを通じた対応が必要。

5-4. 加工食品の輸出に向けた取組（２）加工食品輸出先国多角化等支援事業

【R6年度補正予算額 401百万円】

- 食品製造業の97%以上が、中小企業及び零細企業。
- 加工食品クラスターでは、個社単独では難しい資金面・人的面の課題やノウハウ不足等を克服するため、複数の食品製造事業者等が連携して、輸出拡大に向けた活動を実施しています。
- 複数品目、単一品目、地域単位、全国単位など地域の事業者の実情に応じ様々な団体の類型があり、事務局は構成員の食品製造業者、行政機関及び地域商社などが担っています。

<連携して輸出拡大に取り組む活動事例>

共同での海外プロモーション

単独での海外展示会への参加はハードルが高い

- 共同での国内外の見本市や展示会への参加
- 海外バイヤーの国内招聘、製造現場視察
- 商品のテストマーケティング



共同輸送

個々の事業者が小ロットでバラバラに輸出し、物流コストが割高

- コンテナにおける混載、共同輸送
- 地域が一体となった地方空港・港湾の利用
- 販路開拓に向けた連携（取引先の紹介等）

ブランドの確立に向けた取組

ブランド力や国際競争力が不足

- 品目や地域、商品ブランドの構築
- GI、地域団体商標等の取得
- 共同での商品開発、パッケージ作成



海外規制情報等の共有

単独での海外ニーズ調査は困難であり、各種規制情報等も把握できない

- 海外ニーズ、輸出ノウハウ、経験等の情報共有
- 規制・条件（添加物、包材等）の情報共有
- 農水省、JETRO等への相談や支援策の共同活用

（参考）加工食品クラスターの取組事例：<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/soumu/cluster/zirei.html>



(参考) 加工食品輸出クラスターの取組事例①

愛知県食品輸出研究会

【複数品目、地域単位】

愛知県の加工食品メーカーが、定例会において輸出スキルを高める勉強会や情報交換をするとともに、海外現地での「愛知フェア」や商談会の開催のほか、現地シェフによるプロモーション等の実施により「愛知県産食品」の海外販路開拓を進める。

構成員

平松食品



会長

県内メーカー



44社

東海農政局

愛知県

JETRO名古屋

金融機関ほか

- 輸出支援策の紹介
- 各種規制等の情報提供

- 輸出スキル向上のための勉強会等を実施
- 輸出初心者にもフェア参加機会の場を提供
- 現地のシェフや、現地マーケットに精通する専門家を実施体制に組み込みニーズを精緻に把握

鹿児島県貿易協会

【複数品目、地域単位】

鹿児島県が事務局となり、海外のレストランや量販店等での「鹿児島フェア」の開催や国内外バイヤーとの商談会、貿易アドバイザーによる貿易相談、JETRO等と連携した各種セミナーや貿易講座等を実施。



- 香港、シンガポール、米国等でのフェアの開催やバイヤーを招聘した商談会、イメージアップ広告等のPRを実施
- 東南アジア、台湾で最大規模のECモールで特設サイトを開設。サイトを活用して総合的なマーケティングを支援
- 輸出商社と県内事業者が連携して行う営業活動や商談機会の創出等の取組を県と連携して支援

(参考) 加工食品輸出クラスターの取組事例②

播州乾麺輸出拡大協議会

【単一品目、地域単位】

兵庫県播州地区の乾麺メーカーが連携して「播州ブランド」を確立し、乾麺のさらなる輸出拡大を目指す。

地域性品目	構成員		
乾麺 	兵庫県手延素麺協同組合  403社加盟	兵庫県乾麺協同組合  15社加盟	東亜食品工業  事務局
			輸出商社・自治体 

主な輸出取組

- ・月に1～2回の定例会議で会員間の認識の共有及び輸出拡大に向けた議論を実施
- ・多言語対応HPやSNS、パンフレット等による情報発信
- ・展示会への共同出展、商談会への参加、海外市場でのテスト販売等による新規開拓

木桶仕込み醤油輸出促進コンソーシアム

【単一品目、全国単位】

全国各地の木桶仕込み蔵元が参加。木桶仕込み醤油のブランディング確立によりハイエンド向けの輸出拡大を目指す。

重点品目	構成員	
醤油 	木桶仕込みの蔵元  29社	伝統デザイン工房  事務局
		輸出商社・自治体 

主な輸出取組

- ・「木桶醤油 = プレミアム醤油」として共同でブランディングを実施
- ・WEBやSNSでの情報発信に加えて、現地の試食会などのリアル体験を通じてPR
- ・メーカー以外の人材も参加し、専門領域を生かし団体を運営

5-5. 加工食品の輸出に向けた取組（3）① JAS

- JASとは、日本農林規格（Japanese Agricultural Standards）の略称であり、日本農林規格等に関する法律（JAS法）に基づく、農林水産・食品分野の国家規格（令和8年1月現在 93規格）
- ①製品の品質・仕様、②製品の生産・流通プロセス、③事業者による製品の取扱方法、④事業者の経営管理の方法、⑤試験方法、⑥これらに関する用語など、多様な規格を制定可能
- JAS制度の手続には国際的に信頼あるISO基準を採用

①しょうゆ



- ・うまみ成分の指標として、全窒素分やエキス分が一定以上であること
- ・うまみ成分の多さや色・香りなどによって特級、上級、標準の等級を設定

など

②有機加工食品



- ・化学的に合成された添加物や薬剤の使用を避けること
- ・原材料は、95%以上が有機農産物等であること
- ・遺伝子組換え技術を使用しないこと

など

②大豆ミート食品類



- ・大豆たん白質含有率が10%以上であること
- ・1次原材料から3次原材料までに動物性原材料を使用しないこと

など

②障害者が生産行程に携わった食品及び観賞用の植物



- ・主要な生産行程に障害者が携わっていること
- ・問合せに応じて、主要な生産行程のうち障害者が携わった主要な生産行程を回答できるものであること

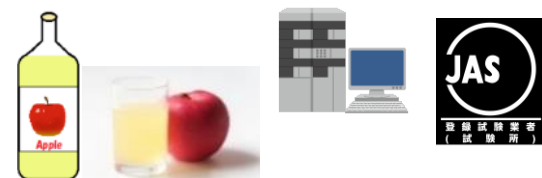
など

③有機レストラン ベジタリアン・ヴィーガンレストラン



- ・正しく情報提供するためのサービス方法を規格化

⑤りんごジュース中のプロシアニジン類の試験方法



- ・抗酸化作用等が報告されているプロシアニジン類の統一的な試験方法

※①～⑥の数字はJASの類型に対応。類型④及び⑥は、加工食品の輸出向けJASは未制定。

5-5. 加工食品の輸出に向けた取組（3） ②JASの活用

○JASは、品質や生産方法等の特性を適切に評価するためのツール。サプライヤーにとっては商品や取組を説明する際の後ろ盾として、バイヤーにとっては「確かなもの」を調達する際の判断基準として活用されることで、特に海外取引における効率化・円滑化に寄与。

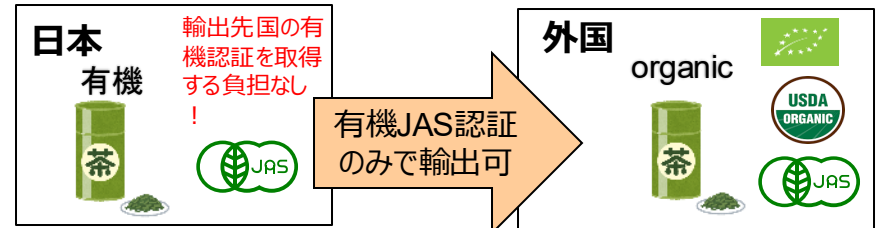
海外取引におけるJASの活用例

海外のバイヤーに馴染みのない日本の産品、技術、取組であっても、客観的で説得力のある説明・証明、信頼の獲得が容易に

- ▶タイの取引先に「**食用植物油のJAS**」の内容を示しながら認証取得を説明し、品質の高さと管理技術の確かさについて信頼を獲得（食品メーカーA）
- ▶台湾、中国、韓国及び東南アジア諸国では、「**しょうゆのJAS**」が日本ブランドとして人気であるため、認証を取得し、輸出（食品メーカーB）

有機同等性を活用した輸出

有機同等性が締結されている場合、事業者は、日本の有機JAS認証を受ければ、輸出先国の有機認証を受けなくとも、輸出先国において「有機」と表示して流通が可能



JASの国際標準化

日本の事業者にとって有利に働く規格を制定・活用し、認知度・影響力を向上させることにより、海外取引を円滑化

日本独自の価値・ルールを日本ブランドとして海外へ訴求



日本独自の価値・ルールを世界共通の規格として標準化



5-6. 加工食品輸出に向けた取組（4）

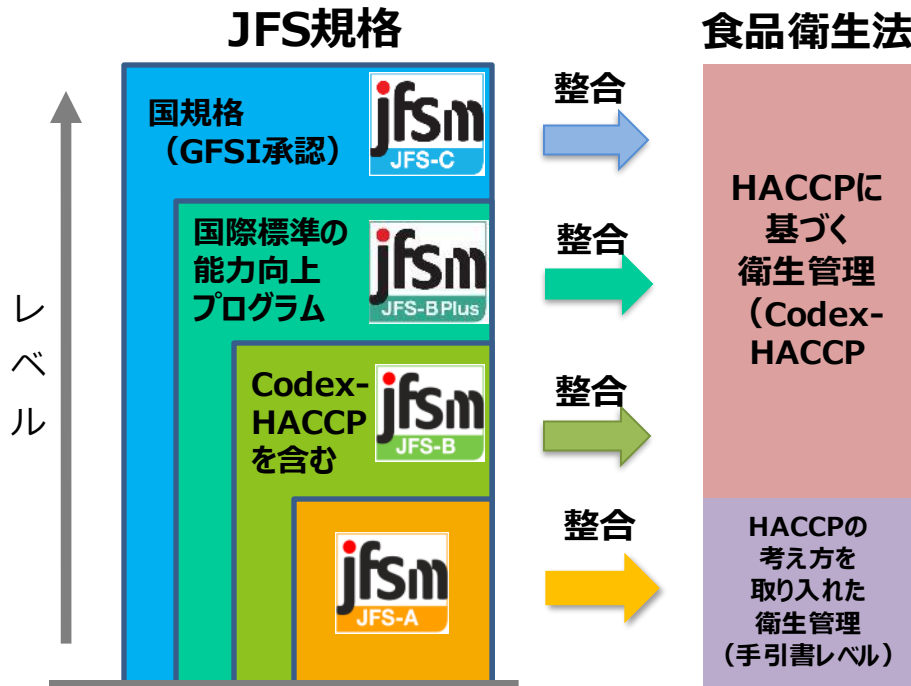
日本発食品安全マネジメント規格（JFS規格）の活用

- 食品安全マネジメント規格としては、FSSC22000(オランダ)等が存在。しかし、日本の伝統的な製法に適さない、英語で書かれた規格文書しかない等中小事業者が取組やすいものがなかった。
- 海外で通用する日本の規格がなく、国際的なルールメイキングに参画できなかった。



2016年 日本発食品安全マネジメント規格（JFS規格）が誕生
2018年10月 JFS-C規格が、食品安全のグローバル規格としてGFSI※により承認

※GFSI : Global Food Safety Initiative (世界食品安全イニシアティブ)
 グローバルに展開する食品企業によって設立された、食品安全の向上と消費者の信頼強化のため、協働して食品安全管理規格の承認等を行う民間団体

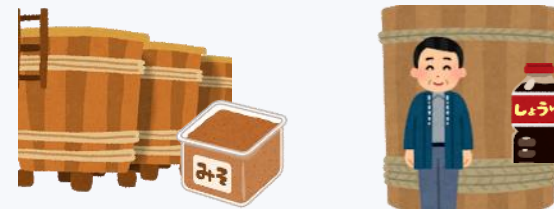


JFS規格の特徴：日本の食品製造現場に適した規格

- ・生食・発酵食品を含めた日本の独特な食品等の安全な取扱方法を、科学的根拠をベースとして説明
 (例：木製の樽での味噌・醤油醸造・管理等惣菜、味噌の管理等)
- ・規格を分かりやすく解説したガイドラインも整備



国内に出荷する仕様で無理なく輸出できる環境の形成



(参考) 食品事業者に求められる食品安全の取組の3つの段階

- **HACCP**や**一般衛生管理GMP**は、主に自然界で発生する病原菌等のリスクを管理することです。
- これに加え、取り扱う食品のさらなる安全性を確保するために、意図的な毒物混入や食品偽装の防止、実際に食品事故が起きた場合の危機管理対応、管理体制の整備などの**食品安全マネジメントシステムFSM** (Food Safety Management system) の取組みが求められます。

FSM

食品安全マネジメントシステム (FSM)

- 以下の**GMP**と**HACCP**を有効に実行するための管理の仕組み
- 安全方針の設定、手順書作成、文書管理方法の設定など
- トップマネジメントの責任、**フードディフェンス**や**食品偽装**への対応

HACCP

ハザード制御 (HACCP)

改正食品衛生法の施行により
令和3年6月1日 完全義務化

- 生物学的危害、化学的危険、物理的危険の可能性を分析 (HA)
- 危害防止のための重要な工程管理ポイントを設定 (CCP)
- 重要な工程管理ポイントにおける管理条件を設定

GMP

適正製造規範 (GMP)

- 食品安全において**基本となる一般衛生管理**
- **HACCP**を実施するための前提条件プログラムの中心となる基準
- 従業員衛生、環境、施設、装置、検査、メンテナンス、教育など

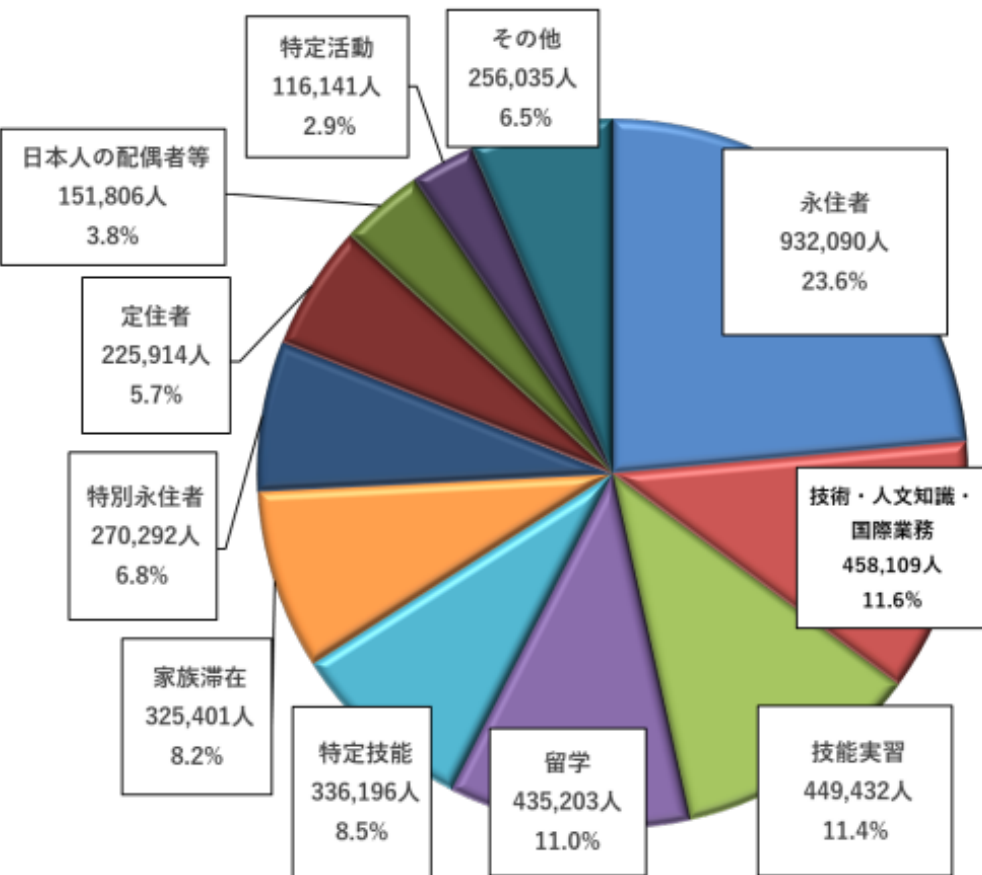
6. 食品製造業における外国人材の受入れ



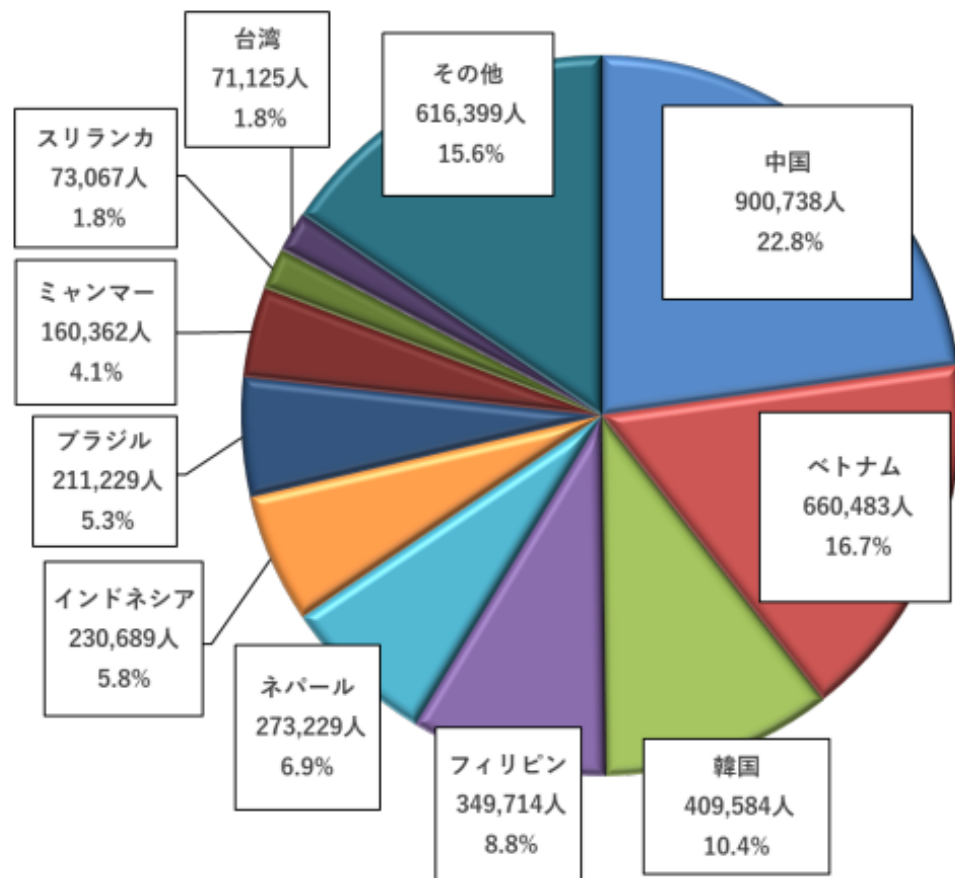
6-1. 在留外国人の在留資格・国籍・地域別内訳（令和7年6月末）

在留外国人数（総数） 395万6,619人

在留資格別



国籍・地域別



6-2. 特定技能と技能実習の制度比較



	技能実習（団体監理型）	特定技能（1号）
関係法令	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律 ／出入国管理及び難民認定法	出入国管理及び難民認定法
在留資格	在留資格「技能実習」	在留資格「特定技能」
在留期間	技能実習1号：1年以内、技能実習2号：2年以内、 技能実習3号：2年以内（合計で最長5年）	通算5年
外国人の技能水準	なし	相当程度の知識又は経験が必要
入国時の試験	なし (介護職種のみ入国時N4レベルの日本語能力要件あり)	技能水準、日本語能力水準を試験等で確認 (技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除)
送出機関	外国政府の推薦又は認定を受けた機関	なし
監理団体	あり (非営利の事業協同組合等が実習実施者への監査その他の監理事業を 行う。主務大臣による許可制)	なし
支援機関	なし	あり (個人又は団体が受入れ機関からの委託を受けて特定技能外国人に住居の確 保その他の支援を行う。出入国在留管理庁長官による登録制)
外国人と受入れ機 関のマッチング	通常監理団体と送出機関を通して行われる	受入れ機関が直接海外で採用活動を行い又は国内外のあっせん機関等を通じて 採用することが可能
受入れ機関の 人数枠	常勤職員の総数に応じた人数枠あり	人数枠なし（介護分野、建設分野を除く）
活動内容	技能実習計画に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従 事する活動（1号） 技能実習計画に基づいて技能等を要する業務に従事する活動（2号、3 号） (非専門的・技術的分野)	相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動 (専門的・技術的分野)
転籍・転職	原則不可。ただし、実習実施者の倒産等やむを得ない場合や、2号から3 号への移行時は転籍可能	同一の業務区分内又は試験によりその技能水準の共通性が確認されている業務 区分間において転職可能

6-3. 特定技能制度の概要（在留資格について）

- **深刻化する人手不足への対応**として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設（平成31年4月から実施）
- **特定技能1号**：特定産業分野に属する**相当程度の知識又は経験を必要とする技能**を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：333, 123人（令和7年6月末現在、速報値）
- **特定技能2号**：特定産業分野に属する**熟練した技能**を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：3, 073人（令和7年6月末現在、速報値）

特定産業分野：介護、**ビルクリーニング**、**工業製品製造業**、**建設**、**造船・船用工業**、**自動車整備**、**航空**、**宿泊**、自動車運送業、鉄道、（16分野）**農業**、**漁業**、**飲食料品製造業**、**外食業**、林業、木材産業
（赤字は特定技能1号・2号でも受入れ可。黒字は特定技能1号のみで受入れ可。）

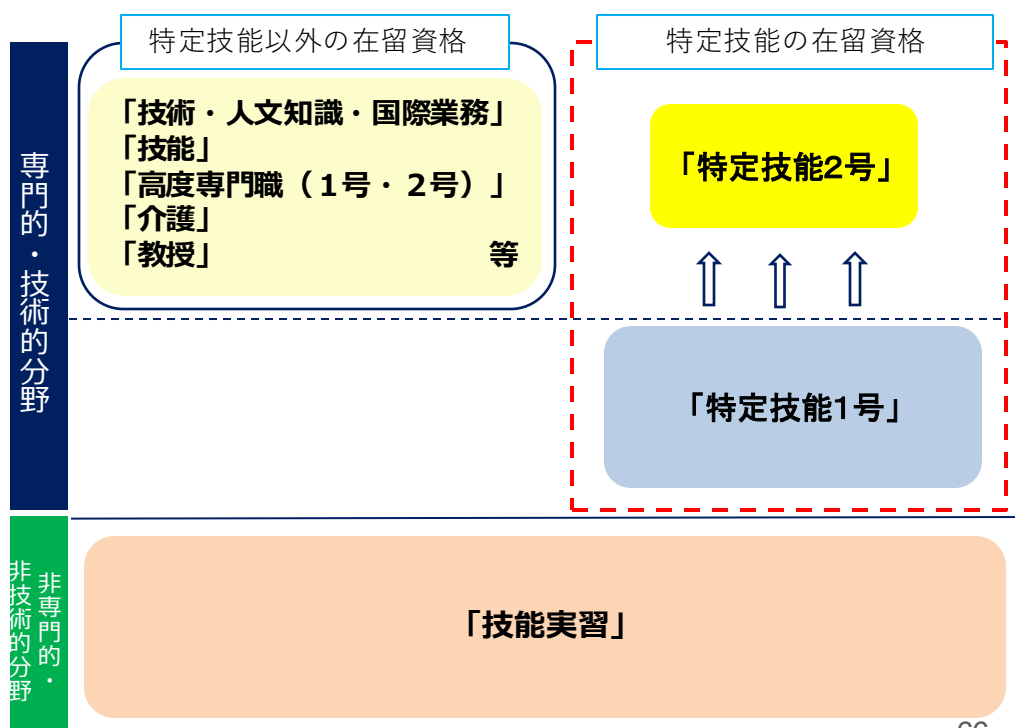
特定技能1号のポイント

在留期間	1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新（通算で上限5年まで）
技能水準	試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
日本語能力水準	試験（N4等）で確認（技能実習2号修了者は免除） ※介護、自動車運送業（タクシー・バス）及び鉄道（運輸係員）分野は別途要件あり
家族の帯同	基本的に認めない
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

特定技能2号のポイント

在留期間	3年、1年又は6か月ごとの更新（更新回数に制限なし）
技能水準	試験等で確認
日本語能力水準	試験等での確認なし（漁業及び外食業分野（N3）を除く。）
家族の帯同	要件を満たせば可能（配偶者、子）
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

【就労が認められる在留資格の技能水準】



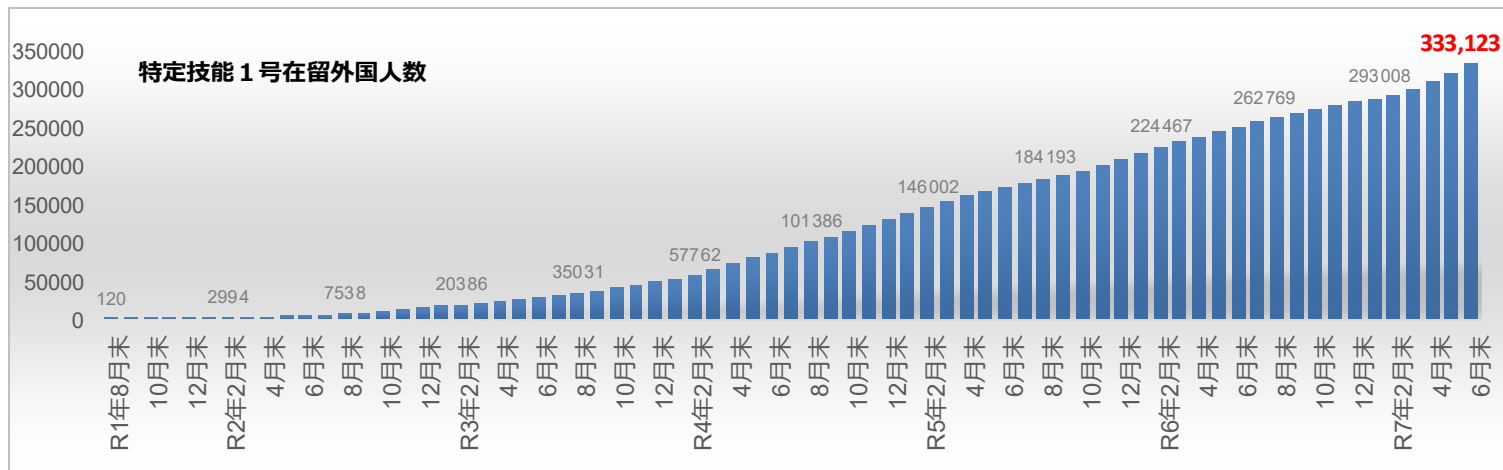
6-4. 特定技能 1 号の対象分野及び業務区分一覧

	分野	1 人手不足状況	2 人材基準		3 その他重要事項	
		受入れ見込数 (5年間の上限)	技能試験	日本語試験	従事する業務	雇用形態
厚労省	介護	135,000人	介護技能評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験 (N4以上) (上記に加えて)介護日本語評価試験	・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等) (注)訪問サービスは対象外 (1業務区分)	直接
	ビルクリーニング	37,000人	ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験		・建築物内部の清掃 (1業務区分)	直接
経産省	工業製品製造業	173,300人	製造分野特定技能1号評価試験		・機械金属加工 ・電気電子機器組立て ・金属表面処理 ・紙器・段ボール箱製造 ・コンクリート製品製造 ・RPF製造 ・陶磁器製品製造 ・印刷・製本 ・繊維製品製造 ・縫製 (10業務区分)	直接
国交省	建設	80,000人	建設分野特定技能1号評価試験等	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験 (N4以上)	・土木 ・建築 ・ライフライン・設備 (3業務区分)	直接
	造船・船用工業	36,000人	造船・船用工業分野特定技能1号試験等		・造船 ・船用機械 ・船用電気電子機器 (3業務区分)	直接
	自動車整備	10,000人	自動車整備分野特定技能1号評価試験等		・自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する基礎的な業務 (1業務区分)	直接
	航空	4,400人	航空分野特定技能1号評価試験		・空港グランドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等) ・航空機整備(機体、装備品等の整備業務等) (2業務区分)	直接
	宿泊	23,000人	宿泊分野特定技能1号評価試験	・宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供 (1業務区分)	直接	
	自動車運送業	24,500人	自動車運送業分野特定技能1号評価試験等	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験 (N4以上) ※「従事する業務」のうち、青字については日本語能力試験 (N3以上)	・トラック運転者 ・タクシー運転者 ・バス運転者 (3業務区分)	直接
	鉄道	3,800人	鉄道分野特定技能1号評価試験等	・軌道整備 ・電気設備整備 ・車両整備 ・車両製造 ・運輸係員(駅係員、車掌、運転士) (5業務区分)	直接	
農水省	農業	78,000人	1号農業技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験 (N4以上)	・耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等) ・畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等) (2業務区分)	派遣
	漁業	17,000人	1号漁業技能測定試験		・漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等) ・養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫(穫)・処理、安全衛生の確保等) (2業務区分)	直接 派遣
	飲食品製造業	139,000人	飲食品製造業特定技能1号技能測定試験		・飲食品製造業全般(飲食品(酒類を除く)の製造・加工、安全衛生の確保) (1業務区分)	直接
	外食業	53,000人	外食業特定技能1号技能測定試験		・外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理) (1業務区分)	直接
	林業	1,000人	林業技能測定試験		・林業(育林、素材生産等) (1業務区分)	直接
	木材産業	5,000人	木材産業特定技能1号測定試験		・製材業、合板製造業等に係る木材の加工等 (1業務区分)	直接

6-5. 特定技能制度について（運用状況）

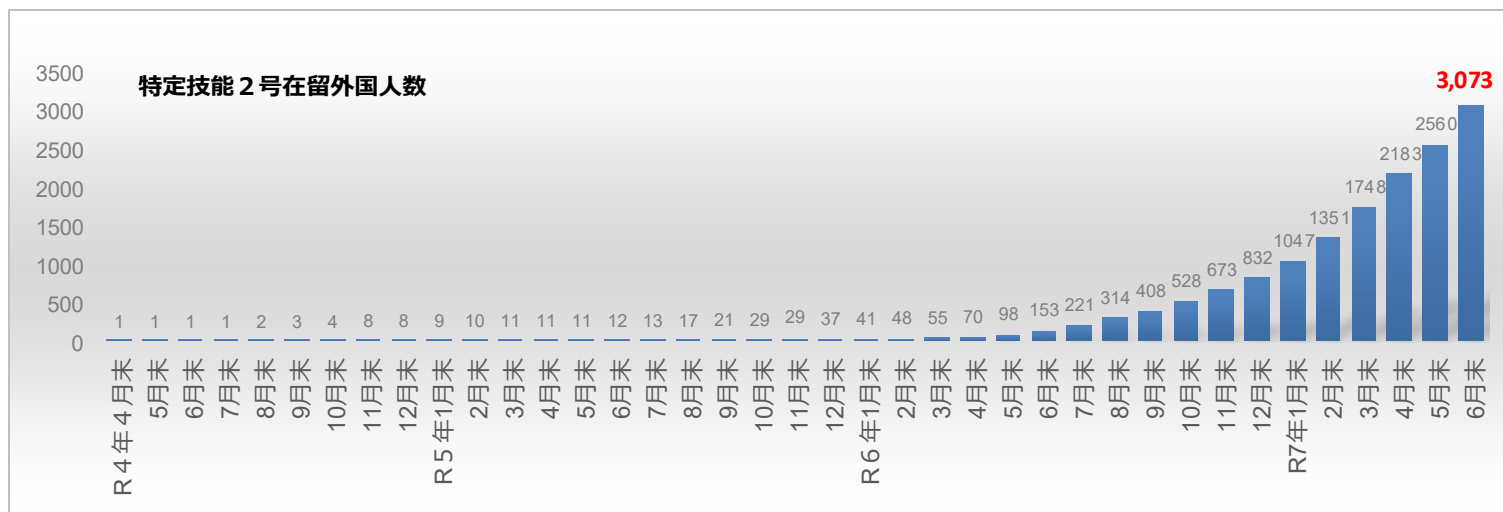
- 特定技能在留外国人数は、令和7年6月末時点（速報値）で、特定技能1号 33万3,123名、特定技能2号 3,073名。
 そのうち飲食料品製造業分野は全分野中で最多の84,892人（特定技能1号及び2号の合計）。
- 令和11年3月末までに13万9,000人の受入れを見込んでいる。

■ 特定技能外国人数（全分野合計）



特定技能1号外国人数

分野	人数
介護	54,916
ビルクリーニング	7,418
工業製品製造業	51,063
建設	43,599
造船・船用工業	10,645
自動車整備	3,747
航空	1,818
宿泊	1,265
自動車運送業	10
鉄道	21
農業	34,935
漁業	3,842
飲食料品製造業	84,071
外食業	35,771
林業	0
木材産業	2



特定技能2号外国人数

分野	人数
ビルクリーニング	5
工業製品製造業	410
建設	561
造船・船用工業	146
自動車整備	73
航空	0
宿泊	17
農業	519
漁業	11
飲食料品製造業	821
外食業	510

6-6. 育成就労制度の概要

令和6年6月21日、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました。

それにより、技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度を発展的に解消し、我が国の人手不足分野における**人材の育成・確保を目的とする育成就労制度が創設**されました（育成就労制度は令和9年4月1日から運用開始します。）。

育成就労制度の 目的

「**育成就労産業分野**（育成就労制度の受入れ分野）」（※）において、我が国での3年間の就労を通じて**特定技能1号水準の技能を有する人材を育成**するとともに、当該分野における**人材を確保**すること。

（※）特定産業分野（特定技能制度の受入れ分野）のうち就労を通じて技能を修得させることが相当なもの

基本方針・ 分野別運用方針

育成就労制度の**基本方針**及び育成就労産業分野ごとの**分野別運用方針**を策定する（策定に当たっては、学識経験者や労使団体等から構成される有識者会議を立ち上げ、意見を聴取）。

分野別運用方針において、生産性向上及び国内人材確保を行ってもなお不足する人数に基づき**分野ごとの受入れ見込数を設定し、これを受入れの上限数として運用**する。

育成就労計画の 認定制度

育成就労外国人ごとに作成する「**育成就労計画**」を認定制とする（育成就労計画には育成就労の期間（3年以内）、育成就労の目標（業務、技能、日本語能力等）、内容等が記載され、**外国人育成就労機構による認定を受ける**）。

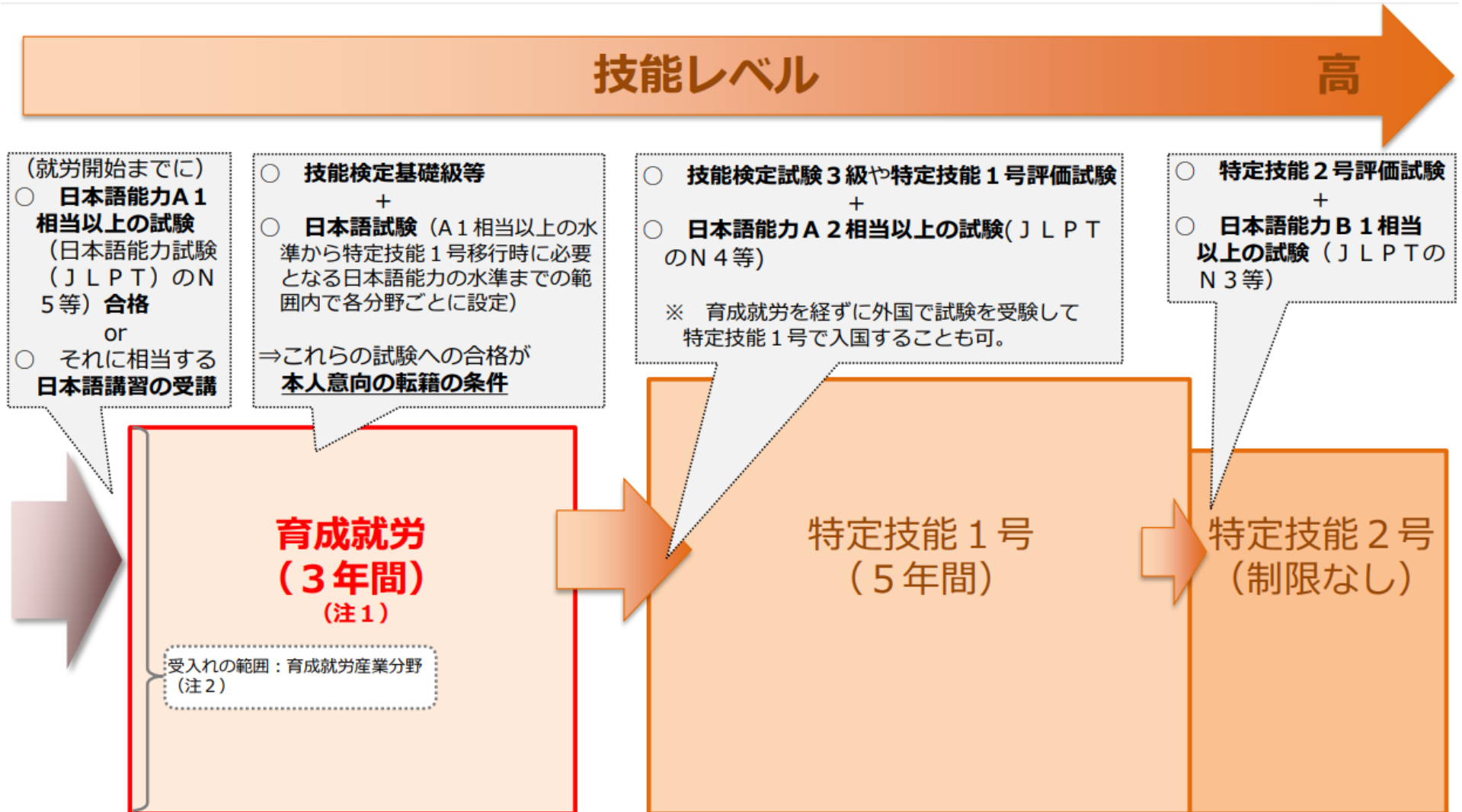
監理支援機関の 許可制度

（育成就労外国人と育成就労実施者の間の雇用関係の成立のあっせんや）育成就労が適正に実施されているかどうか監理を行うなどの役割を担う**監理支援機関を許可制とする**（許可基準は厳格化。技能実習制度の監理団体も監理支援機関の許可を受けなければ監理支援事業を行うことはできない。）。

適正な送出しや 受入環境整備の 取組

- ・送出国と二国間取決め（MOC）の作成や送出機関に支払う手数料が不当に高額にならない仕組みの導入など、送出しの適正性を確保する。
- ・育成就労外国人の**本人意向による転籍を一定要件の下で認める**ことなどにより、労働者としての権利保護を適切に図る。
- ・**地域協議会**を組織することなどにより、地域の受入環境整備を促進する。

6-7. 育成就労制度のイメージ（特定技能制度との関係性について）



(注1) 特定技能1号の試験不合格となった者には再受験のための最長1年の在留継続を認める。

(注2) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定技能制度と原則一致させるが、特定技能の受入れ対象分野でありつつも、国内での育成になじまない分野については、育成就労の対象外。

7. 災害等への対応



7-1. 国による災害時の物資支援と企業の取組

○地方公共団体は、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備。

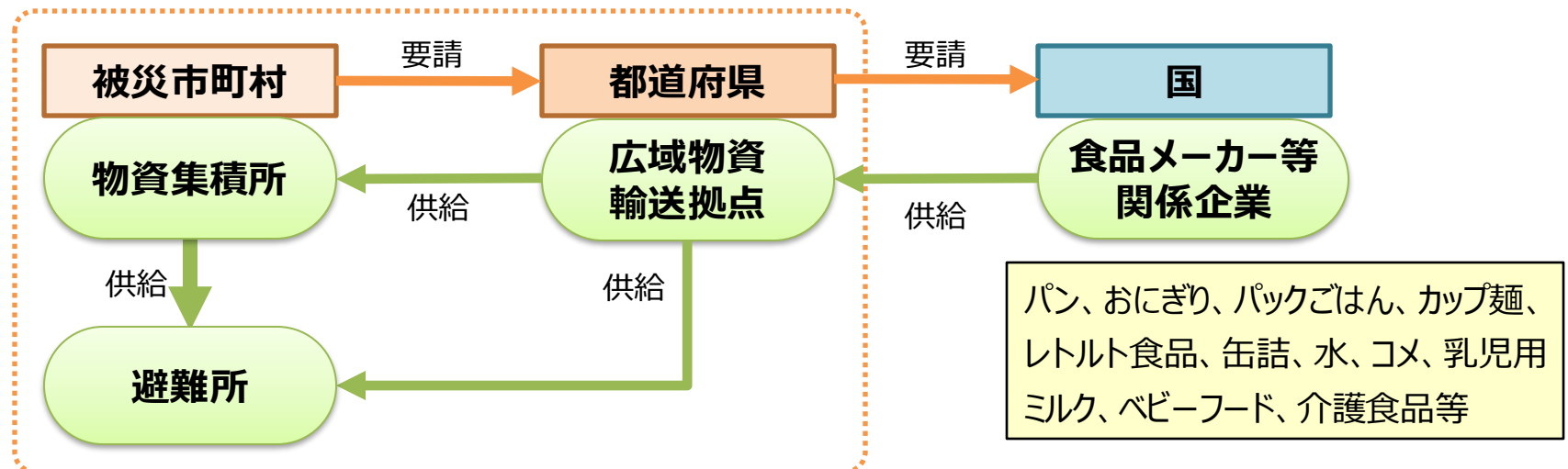
○被災地方公共団体は、備蓄物資、自ら調達した物資等を被災者に供給。国は、被災都道府県からの要請を受けた場合、被災都道府県に対し、物資を供給。事態に照らし緊急を要し、被災都道府県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たずに実施（**プッシュ型支援**）。

○農林水産省は、食料や水（ペットボトル）について、食品関連団体、食品企業等に対し出荷要請を行い、全国各地の食品企業が提供する物資を、民間の輸送トラックのほか、自衛隊機による空輸などを利用し、被災地の広域物資輸送拠点へ輸送。

<最近の実績> 令和6年能登半島地震（約514万点）、令和2年7月豪雨（約32万点）、令和元年台風19号（約63万点）

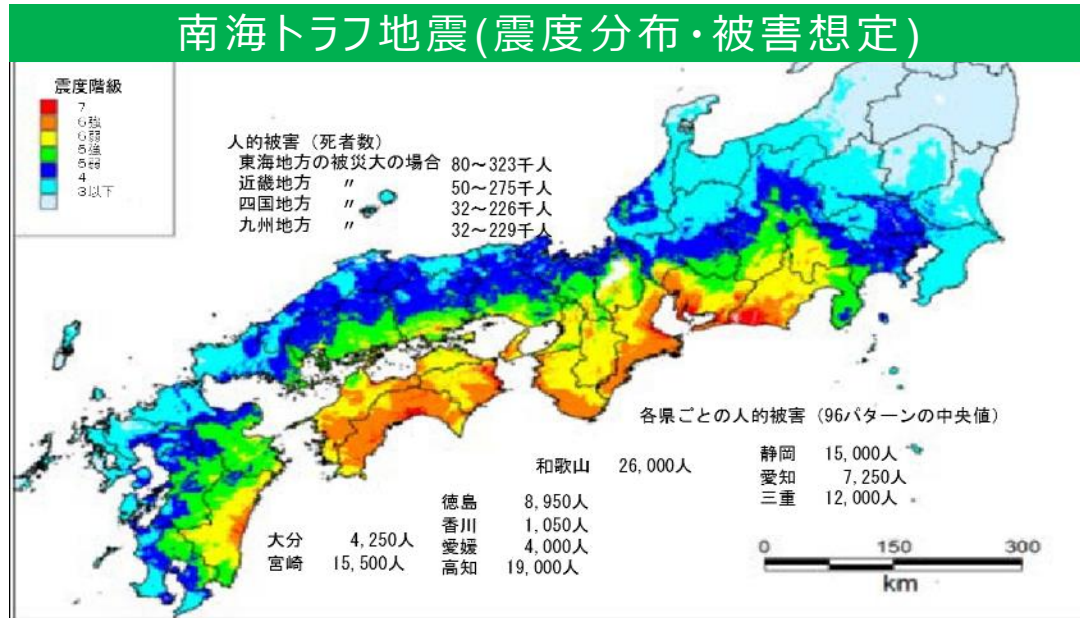
○多くの企業において、災害により自社が重大な被害を受けた際にも、重要な業務を中断させず、仮に中断したとしても早期に復旧させるため、事業継続計画（BCP）を策定。

◎災害発生時の物資支援の流れと役割

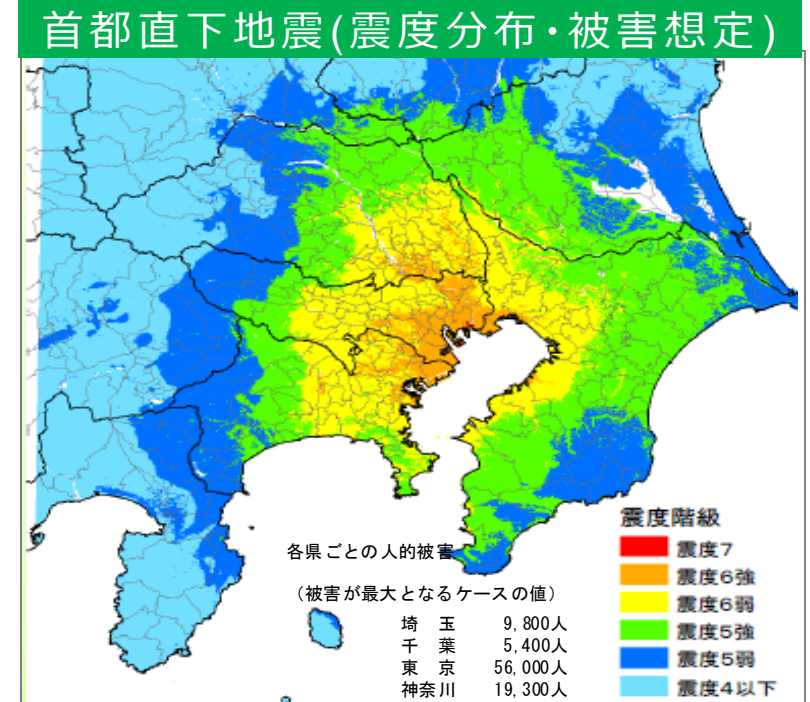


(参考) 想定されている大規模災害 (南海トラフ地震・首都直下地震)

○南海トラフ地震、首都直下地震など大規模災害の発生が想定されている。



南海トラフ巨大地震の被害想定について(第一次報告)平成24年8月 南海トラフ巨大地震対策検討WGより



首都直下地震の被害想定と対策について(最終報告)平成25年12月 対策検討WGより

◆ 東日本大震災との比較

地震名	マグニチュード	全壊・消失家屋	死者・行方不明者数	食料供給
東日本大震災※1	9.0	約 1.1万棟	約 2万人	約 2,584万食(実績)
南海トラフ地震※2	9.0	最大 約 2.38万棟	最大 約 2.7万人	最大 約 1.0841万食
首都直下地震※3	7.3	最大 約 6.1万棟	最大 約 2.3万人	最大 約 5.300万食

※1 緊急災害対策本部「平成23年度東北地方太平洋沖地震について(H23.7.31)」

※2 南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画(令和4年6月10日中央防災会議幹事会)

※3 「首都直下地震の被害想定と対策について(最終報告)」都心南部震源地(冬深夜)の被害最大となるケース(中央防災会議)